

会 議 録 目 次

平成24年第1回海田町議会3月定例会（第1日目）

平成24年3月6日（火）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第2	会期の決定について……………	4
日程第3	諸 般 の 報 告……………	5
	（1）議 会 報 告	
	（2）行 政 報 告	
	（3）報告第1号 損害賠償額の決定について	
日程第4	第1号議案 権利の放棄について……………	9
日程第5	第2号議案 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	1 4
日程第6	第3号議案 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について…	1 6
日程第7	第4号議案 海田町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 7
日程第8	第5号議案 海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 8
日程第9	第6号議案 海田町公民館条例の一部を改正する条例の制定について	2 2
日程第10	第7号議案 平成23年度海田町一般会計補正予算（第5号）……………	2 4
日程第11	第8号議案 平成23年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）……………	4 1
日程第12	第9号議案 平成23年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）……………	4 7
日程第13	第10号議案 平成23年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）	5 1
日程第14	第11号議案 平成23年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	5 3
日程第15	施 政 方 針……………	5 4

平成24年第1回海田町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成24年3月6日(火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会(開 議) 3月6日(火) 9時00分宣告(第1日)

~~~~~○~~~~~  
4. 応 招 議 員 (15名)

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大 江 康 子 | 2番  | 兼 山 益 大 |
| 3番  | 下 岡 憲 国 | 4番  | 住 吉 秀 公 |
| 5番  | 宗 像 啓 之 | 6番  | 桑 原 公 治 |
| 7番  | 岡 田 良 訓 | 8番  | 西 田 祐 三 |
| 9番  | 渡 辺 善 隆 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 西 山 勝 子 | 12番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 久留島 元 生 |     |         |

~~~~~○~~~~~  
5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~  
6. 出 席 議 員 (15名)

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大 江 康 子 | 2番  | 兼 山 益 大 |
| 3番  | 下 岡 憲 国 | 4番  | 住 吉 秀 公 |
| 5番  | 宗 像 啓 之 | 6番  | 桑 原 公 治 |
| 7番  | 岡 田 良 訓 | 8番  | 西 田 祐 三 |
| 9番  | 渡 辺 善 隆 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 西 山 勝 子 | 12番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 久留島 元 生 |     |         |

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 山 岡 寛 次  
副 町 長 三 宅 信 行  
企 画 部 長 大 久 保 裕 通  
総 務 部 長 内 田 和 彦  
福 祉 保 健 部 長 窪 地 満  
建 設 部 長 野 間 宏 紀  
会 計 管 理 者 木 原 晴 彦  
企 画 課 長 門 前 誠 司  
財 政 課 長 鶴 岡 靖 三  
総 務 課 長 植 野 敏 彦  
税 務 課 長 花 本 則 之  
生 活 安 全 課 長 臼 井 真  
住 民 課 長 伊 藤 仁 士  
こ ど も 課 長 森 川 雅 枝  
長 寿 保 険 課 長 加 藤 一 生  
保 健 セ ン タ ー 所 長 湯 木 淳 子  
都 市 整 備 課 長 飯 田 義 光  
建 設 課 長 久 保 田 誠 司  
下 水 道 課 長 武 田 昭 典  
教 育 委 員 長 瀧 川 昌 俊  
教 育 長 小 谷 桂 司  
教 育 次 長 多 幾 山 晃 年  
学 校 教 育 課 長 小 田 原 か お り  
生 涯 学 習 課 長 佐 々 木 正 樹  
水 道 課 長 市 川 英 士  
収 税 対 策 室 長 中 下 義 博

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長 細川真示  
主 査 森原宏生  
主 任 中村修介

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

(1) 議会報告

(2) 行政報告

(3) 報告第1号 損害賠償額の決定について

日程第4 第1号議案 権利の放棄について

日程第5 第2号議案 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第6 第3号議案 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第7 第4号議案 海田町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 第5号議案 海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 第6号議案 海田町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 第7号議案 平成23年度海田町一般会計補正予算（第5号）

日程第11 第8号議案 平成23年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第12 第9号議案 平成23年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第13 第10号議案 平成23年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第14 第11号議案 平成23年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第15 施政方針

日程第16 一般質問

- 日程第17 第12号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 第13号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 第14号議案 海田町ふるさと館設置及び管理条例を廃止する条例の制定について
- 日程第20 第15号議案 平成24年度海田町一般会計予算
- 日程第21 第16号議案 平成24年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第22 第17号議案 平成24年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第23 第18号議案 平成24年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第24 第19号議案 平成24年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 第20号議案 平成24年度海田町水道事業会計予算
- 日程第26 発議第1号 介護保険・後期高齢者医療保険制度への国庫負担の引き上げを求める意見書案について

~~~~~○~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成24年第1回海田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第26に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、5番、宗像議員、6番、桑原議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月22日までの17日間と

決します。

この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9 時 0 1 分 休憩

午前 9 時 0 3 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から 3 月 22 日までの 17 日間と決しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付いたしております 12 月定例会以降の主なものについて報告いたします。

まず、12 月 21 日及び 2 月 27 日に安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催されましたので、組合議会議員であります私から、議会の概略についてご報告いたします。

それでは、平成 23 年 12 月 21 日に開催されました平成 23 年第 2 回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会及び平成 24 年 2 月 27 日に開催されました平成 24 年第 1 回組合議会定例会についてご報告いたします。

平成 23 年第 2 回定例会におきましては、人事案件 1 件、専決処分の承認 1 件、決算案件 1 件、予算案件 2 件が提出されました。まず、人事案件として、副管理者の選任については山岡海田町長が全会一致で選任されました。次に、専決処分の承認案件として、職員の給与に関する条例等の一部改正について提出され、全会一致で承認されました。続いて、決算案件として、平成 22 年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算認定について提出され、監査委員から各会計とも適正に処理されているとの報告を受け、全会一致で認定されました。次に、予算案件として、平成 23 年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算及び安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算につきましては、平成 22 年度の決算剰余金の確定に伴うもので、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、平成 24 年第 1 回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についてご報告いたします。第 1 回定例会におきましては、予算案件 2 件、その他案件 1 件が提出されました。

まず、平成24年度における組合経費の関係市町の負担金の負担方法について審議され、本町の負担金は安芸地区衛生施設管理組合一般会計5,950万6,822円、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計2億6,090万6,259円と決定されました。次に、予算案件として、平成24年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算及び安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。

なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。以上で、平成23年第2回及び平成24年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についての報告を終わります。

次に、2月6日に平成24年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の議員であります前田議員から、議会の概略について報告を求めることにいたします。前田議員。

- 14番（前田）平成24年2月6日に平成24年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の私から、議会の概略についてご報告いたします。

後期高齢者医療広域連合議会定例会におきましては、条例案件1件及び予算案件4件が提案されました。まず、条例案件として、2年に1度の保険料率改定に伴い、平成24年度及び平成25年度の保険料率を定めることなどについて、議案第1号、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正が賛成多数で可決されました。次に、予算案件として、特別会計事務費繰出金などの減額に伴う議案第2号、平成23年度一般会計補正予算（第2号）、及び保険料軽減特別対策に係る増額などに伴う議案第3号、平成23年度特別会計補正予算（第3号）について、それぞれ全会一致で可決されました。また、議案第4号、平成24年度一般会計予算については、歳入歳出それぞれ10億744万円とし、全会一致で可決され、議案第5号、平成24年度特別会計予算については、歳入歳出それぞれ3,644億1,237万円とし、賛成多数で可決されました。

なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。以上で平成24年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

- 議長（久留島）次に、2月22日開催の広島県町議会議長会平成23年度自治功労者等表彰式におきまして、町議会議員として14年以上在職の多田議員が広島県町議会議長会の自治功労表彰を受けられ、また、かいた議会だより第84号が第32回議会広報コンクールに

おきまして特選を受賞しましたので、ご報告いたします。

なお、12月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、あわせてご参照ください。

委員会関係資料は議会事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思っております。

以上で議会報告を終わります。

続きまして、行政報告について町長より申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。それでは、本日もよろしくお願ひいたします。12月定例議会後の行政執行の状況についてご報告させていただきます。

初めに、老朽化した畝保育所の再整備につきましては、畝保育所の移転建替え整備に関する請願が平成23年第6回海田町議会定例会において採択されたことを受けまして、皆さんにお示しした計画どおり、平成24年度に移転整備を行うための建設予算を計上することといたしました。

次に、年の瀬を迎え、生活に不安を抱える方々を支援するため、昨年12月29日に生活相談窓口を社会福祉課に開設いたしました。15件の電話や来庁者がありましたが、年越しに不安を抱える方からの相談はございませんでした。

続きまして、消防出初め式についてでございますが、1月8日に海田小学校グラウンドにおいて、消防団員、広島市安芸消防署員、少年消防クラブ、海田みどり幼稚園幼年消防クラブなど、約200名が参加して行われました。当日は天候に恵まれ、町民の皆様約500名が参観される中、消防団員の分列行進、小型動力ポンプ操法、広島市安芸消防署と合同の同時多発災害訓練、広島市消防局はしご乗り同好会によるはしご乗り演技など、防火・防災意識の高揚を図ることができました。

また同日、平成24年成人祭を海田公民館において開催いたしました。本年の成人祭対象者は278名で、そのうち191名、約69%の新成人が参加いたしました。式典では、新成人の皆さんが厳粛な態度でお祝いや激励の言葉に耳を傾けておりました。また、式典に続き、実行委員会が企画、運営した記念パーティーでは、久しぶりに会った同級生や恩師の方々と楽しいひとときを過ごしておられました。

次に、平成23年8月21日に発生した林道串掛線の災害につきましては、2月29日に復旧工事が完了し、3月1日に全線開通いたしました。

以上、簡単でございますが、行政執行状況の主なものについてご報告いたしました。  
今議会には、報告1件、権利の放棄1件、規約変更1件、条例制定1件、条例改正5件、  
条例廃止1件、補正予算5件、当初予算6件を提出しております。よろしくご審議いた  
だきますようお願い申し上げます。

○議長（久留島）続きまして、報告第1号、損害賠償額の決定について町長より報告を求  
めます。町長。

○町長（山岡）報告第1号、損害賠償額の決定について。中店地内で発生した物損事故の  
示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条の規定によ  
り専決処分したものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、報告第1号、損害賠償額の決定につきまして、地方自治法  
第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定によりご報告させていただ  
きます。議案書の1ページをお願いいたします。債権者は議案書に記載の方で、損害賠  
償額は8万8,215円でございます。専決処分年月日は平成24年2月6日でございます。  
事故の概要についてご説明しますと、平成23年9月29日午後0時20分ごろ、海田町中店  
8番31号地先において、職員運転の公用車が中店のTの字の交差点を右折する際、一時  
停止後、少し前へ出たところ、左側から右折してきた、議案書に記載の債権者の車両の  
右後方タイヤ周りと公用車の右前ウインカー及びバンパーが接触し、破損したものでご  
ざいます。過失割合につきましては、当方を8割5分、相手方を1割5分と定め、専決  
処分させていただき、示談を締結したものでございます。運転していた職員につきまし  
ては嚴重注意の処分を行いました。公用車の運転につきましては、引き続いて安全運転  
の徹底を喚起してまいります。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許し  
ます。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。事故の起こった時間帯はお昼の12時20分ですね。何課  
の職員がどういう公務で出られていて、恐らく、お昼ですから、急いで帰られたと思う  
んですけれども、どういう公務でどこに出かけられた事故だったんでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（植野）この日は大潮でございまして、高潮の警戒のため、明神町の方に出動  
しておりました、生活安全課の職員の運転によるものでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）損害賠償額で、前回12月議会の中でも、中店の交差点で、踏切を渡ったところの交差点ですけれども、そこから役場の方に向かって、前から車が来たからバックした、これで接触して100%。今回も、千葉邸のところを右に曲がろうと思って、左から車が来て、車両の後ろの部分に接触しておるんですね。どうも、私なりに判断すると、運転操作が非常に注意が足りないというか、場合によっては故意にやったように考えられんこともないというように思うんです。もっと運転者の運転者としての自覚、あるいは、執行者というか、理事者の相当の教育がなかったら再びこういうことが起きるのではないかというように感じるんですが、その指導のほど、答弁を願いたいと思います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）前回の定例会に続きましてこういった報告をさせていただくことを非常に申し訳なく思っております。前回の定例会の答弁と重なる部分もあろうかと思いますが、職員に対しては、十分に交通安全に努めるよう、機会あるごとに指導を徹底してまいりたいと思っております。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第1号についてはこれをもって終結いたします。

これにて諸般の報告のすべてを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、第1号議案、権利の放棄についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第1号議案、権利の放棄について。今後徴収の見込みのない住宅新築資金貸付金に係る債権に関し、権利を放棄するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（中川）それでは、第1号議案、権利の放棄についてご説明させていただきます。議案書の2ページをお願いします。権利の放棄について、地方自治法第96条

第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものでございます。放棄する権利の種類は住宅新築資金貸付金に係る債権で、放棄する金額は568万7,884円で、債務者は議案書に記載の方でございます。

この貸付金に係る状況について、資料1で説明させていただきます。貸し付け年月日は昭和56年4月1日で、貸付金額は550万円でございます。この貸付金に係る債権総額は、利息を含め699万3,300円となるもので、そのうちこれまでの償還総額は130万5,416円であり、未償還金額は568万7,884円でございます。今回、債権放棄に至った経緯でございますが、債務者はこれまで住所を転々と変えてきておりましたが、昨年9月以降所在が不明となり、今後の交渉ができない状況となったことによるものでございます。また、貸し付け当時の連帯保証人については、連帯保証人1の方については現在生活保護受給中、連帯保証人2の方については平成15年死亡という状況でございます。このため、債務者及び連帯保証人とも債務の返済のめどがつかないと判断し、今回の債権の権利を放棄するものでございます。簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○10番（多田）10番、多田でございます。これは、昭和60年までは返済されておって、滞納が62年からということになっておりますが、まず、この議案を今出された理由。62年からだったら25年ぐらい経っておるわけですが、債務者の住所が今、福山市沖野上町になっているので、ここにいらっしゃらないということですよ。まず一つ。

それと、この建物の現状はどうなっておるんですか。今あるのかどうか。その持ち主はどうなっているんですか。

それと、この利息なんですが、未償還金額のうちの利息が、これは62年から今までの金額ということなんでしょうか。

それと、連帯保証人2の原さんという方は亡くなっているんですけども、この原さんの財産を相続された方、この方についてはいかがなんでしょうか。以上、お願いします。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）まず、今回整理を行う理由でございますが、債権の回収ができるものと判断してこれまで取り組んだものでございますが、先ほど主幹から説明したように、今現在所在が不明でございますので、これまでの交渉経過、それから不明になった

状況を踏まえて、今回議案として提案したものでございます。

それから、建物につきましては、昭和62年において競売に付されておりました、現在はございません。

それから、利息につきましては、償還期間の総額でございます。

それから、連帯保証人2の方の死亡を踏まえて、その後の財産の相続につきましては調査しておりません。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）これは、普通の金融機関でしたら、こんなに長く債権をずっと回収しないということはあるわけですが、連帯保証人についても、民間でしたらとことん調査して回収するということになるんですが、この原さんについて調査されなかった理由。

それと、62年に競売にかけられたということですが、これはほかに債権者がいらっしやっただと思うんですが、町の権利、何%あったかはわかりませんが、競売の前に例えば差し押さえとかそういった手段をとらなかったのはなぜなのでしょう。

それと、担保というか、こういう貸し付けの場合は担保をとらないということになっているのかどうかはわかりませんが、担保はどうなったのでしょうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）まず、連帯保証人2の方についての死亡時の相続の調査をしない理由につきましては、これまでずっと債務者に債権の回収をお願いしてきた経緯がございまして、連帯保証人につきましては債務の徴収の取り組みを全くしておりませんので、今回の死亡を踏まえて、さらに相続の方にというところまでは行わなかったということでございます。

それから、差し押さえにつきましては、当時の判断だろうと思いますが、差し押さえをしないという決定のもとに債権を徴収することに取り組んだものというふうに判断しております。

それから、担保設定につきましては、いわゆる地域改善事業でございますので、担保をとるようにはしておりませんでした。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）やっぱり行政のやることはちょっと甘いなというのはありますが、民間の金融機関だったら多分連帯保証人をずっとさかのぼって調べて請求されると思うんですが、これはその当時の執行部の判断ということで、仕方がないかと思います。この権利

の放棄については仕方ないと思うんですが、これは前執行部の方なので、今の執行部の方に言っても仕方ないかとは思いますが、これは滞納が発生した二、三年後に早く整理すべきだったと思うんです。現執行部でこれを多分引き継がれたと思うんですが、その時点でなぜ早くこれを整理しようと思われなかったのか、そこら辺の理由をお聞かせください。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回の債権回収の手続きにつきましては、長期に少し放置していた気味もございまして、債権回収としては非常に反省すべき点が多々あったと思います。そういう中で、最近になりまして、何もしていない債権のあり方はまずいのではないかという形で、再度、債務者の方に債権回収について調査を行うという形をとってまいりました。そういう中で、先ほどの答弁にもありましたように、まず、もう一度取る努力をさせていただきましたが、最終的にその交渉途中で債務者の方の行方がわからなくなった。さらには、この長期間の債権交渉の手続きの中で、もう債権回収はこれ以上は無理ではないかという判断をこの度させていただきます。直近におきましては、まずは途絶えておりました滞納交渉の復活ということを経験したので、若干また時間がかかりましたが、やはり一番の問題は、議員が先ほどおっしゃいました、それぞれの連帯保証の方の死亡時点でございますとか、一番最初の滞納が発生しました段階での手続きに大きな問題があったというふうに考えております。この点につきましては、現在こういった債権は発生しておりませんが、今後の戒めにしていきたいと思っております。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。お伺いしたいんですけども、まず、連絡がとれなくなったんですね。その時期と、連帯保証人1の方が生保になられた時期と、2番目の方、連帯保証人2の方が亡くなられた、それを町が知ったというんですか、それはいつかということをお願いします。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）まず、連絡をとれなかった時期でございますが、昨年8月において担当課長、担当者ともに福山の方へ出向きまして面談を試みましたが、そのときは不在でございました。それから、昨年12月末に担当者がまた同じように出向きましたが、その時点において、8月から12月の間において、特に12月の時点で住宅の生活感がないということから、そこを管理する不動産業者の方へ出向いたところ、空き家の状態

の確認がとれたということでございます。それから、連帯保証人1の方の生活保護の時期につきましては、平成22年、私が本人に面談した結果、生活保護であるという確認がとれたものでございます。それから、連帯保証人2の方の死亡時期につきましては、平成21年に亡くなられたということの確認がとれたということでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。私はこの件についてはやむを得ないなというように感じておるんですが、しかし、いろいろ検討するに当たって、あるいは審議するに当たって、長期にわたって、本当はずっと以前に時効となっておるわけです。いろいろ考えてみるのに、この件は、本人はもちろんのこと、保証人に対して速やかに、確実に、熱意を持ってやることを怠っていたというように思うんです。これが最大の要因であったというように感じますが、このようなことが再びあってはならないというように思うんです。特に、町が債権を持っておる問題について、本人あるいは連帯保証人として契約を交わしておるんですが、再びこういうことが起こってはならないので、今後どういうふうに対応する、執行部としての教訓はどうか、これをお尋ねいたします。

もう1点は、可決されたら、債務者あるいは連帯保証人、1名亡くなっておりますけれども、これには連絡をどのようにするのか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1点目については私からご答弁させていただきます。先ほども多田議員にご答弁しましたとおり、今回のやり方については非常に反省すべきことが多々ございます。今後のこういった滞納整理につきましては、現在行っております税の滞納整理と同様に、発生時点から速やかに滞納整理に移るという形で厳しく行ってまいりたいと思っております。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（窪地）連帯保証人に対する連絡でございますが、今回の放棄の議案の議決をいただいた後において、町として債務免除の決定を行います。その結果に基づいて連帯保証人に通知する予定としております。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第1号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第1号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、第2号議案、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第2号議案、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴い、用語の整理等所要の改正を行うため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（伊藤）それでは、第2号議案、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。議案書の3ページをお開きください。あわせて、資料2の条例新旧対照表と資料3の外国人住民に係る住民基本台帳制度の概要をお願いいたします。

まず、資料3により、外国人住民に係る新たな住民基本台帳制度の概要についてご説明いたします。今回の改正は、外国人登録法が廃止されることに伴い、住民基本台帳法の一部が改正され、外国人登録原票から外国人住民票に変更となります。対象となる方は、資料3の1に掲げる方々でございます。また、これまでの外国人登録原票との変更点は、2の外国人住民に係る住民票の図の赤い蛍光ペンで囲んだ部分でございます。

次に、改正内容については、資料2の住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表でご説明いたします。

まず、海田町事務分掌条例の一部改正については、第2条第3号ア中の「外国人登録」の字句を削るものでございます。

次に、海田町印鑑条例の一部改正については、第2条第1項第2号を削り、住民基本台帳に記録されている者に一本化するものでございます。2ページをお願いします。第

5条第3項第1号中、若しくはを又はに改め、又は外国人登録証明書の字句を削るもの  
でございます。第6条第1号については、これまでの氏名、氏、名に、住民基本台帳法  
施行令で規定されている通称に関する規定を加えるものでございます。同条第2号は、  
氏名の次に又は通称の字句を加え、表わしての字句を整理するものでございます。新た  
に第2項として、非漢字圏の外国人住民が氏名のカタカナ表記であらわした印鑑で登録  
できる旨の規定を追加するものでございます。第7条第3号は、これまでの氏名に外国  
人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称を加え、新  
たに第7号として、非漢字圏の外国人住民のカタカナ表記を加えるとともに、1号ずつ  
号の繰り下げをするものでございます。3ページをお願いいたします。第12条第1項に  
ついては、氏名又は住所を住所等の登録事項に改め、同条第3項の又は外国人登録原票  
の記載を削るものでございます。第14条第3号は、「、又は外国人登録原票が閉鎖され、  
若しくは他の市区町村の長に送付され」を削るものでございます。同条第4号では、こ  
れまでの氏名、氏又は名の後に、外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記  
を含むを加えるとともに、項を追加したことに伴う引用条項の整理でございます。また、  
18条も引用条項の整理でございます。

4ページをお願いいたします。続いて、海田町手数料条例の一部改正については、別  
表1中の第26項の外国人登録に関する証明の規定を削り、第27項から第33項までを1項  
ずつ繰り上げるものでございます。

5ページをお願いします。最後に、海田町敬老祝金支給条例の一部改正については、  
第2条中、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の規定により海田町の外  
国人登録原票に登録されている者を削り、第3条中の及び外国人登録原票を削るもの  
でございます。

なお、この改正条例の施行期日は平成24年7月9日でございます。以上で説明を終わ  
ります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許し  
ます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第2号議案につ

いて採決を行います。お諮りいたします。

第2号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第6、第3号議案、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第3号議案、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。外国人登録法が廃止されたことに伴い、規約で定める関係市町の負担する共通経費の算定内容について所要の変更をするため、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(久留島) 長寿保険課長。

○長寿保険課長(加藤) それでは、第3号議案、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明いたします。議案書の6ページをお開きください。あわせて、資料4の新旧対照表をお願いいたします。まず、今回の変更の趣旨でございますが、第2号議案で住民課長が説明した住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行により所要の変更をするものでございます。変更内容につきましては、別表第3、備考になります、及び外国人登録原票の文言を削るものでございます。施行期日は平成24年7月9日でございます。以上で説明を終わります。

○議長(久留島) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第3号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第3号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおりこれを決しま

す。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第7、第4号議案、海田町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第4号議案、海田町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。消防組織法の一部改正に伴い、規定の整理を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）それでは、第4号議案、海田町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書7ページをお開きください。あわせて、資料5、海田町消防団の設置等に関する条例新旧対照表をご覧ください。今回の改正の内容は、消防組織法の一部改正に伴い、引用条文の変更がありましたので、第1条中第15条第1項を第18条第1項に改めるものでございます。なお、この改正条例の施行期日は公布の日からでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。海田町の条例をずっと見たら、条例としては2条しかないんです。いろいろ調べてみると、消防組織法というので、この15条の1と2があるんだろうと思うんですが、1の中身は何ですか、お尋ねします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）消防組織法の15条、今回改正になりましたので、18条のことだと思いますが、18条の第1項につきましては、消防団の設置、名称及び区域は条例で定めるということになっております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）じゃ、大体この項目で合うておるんじゃないと思うんですが、消防組織法で旧という現行の分では、15条の1項に消防職員の任命というのがあるんです。一つは、消防長は市町村長が任命、消防長以外は首長、市町村長の承認を得て消防長が任命するというのがあるんです。消防組織法の15条の1。これが18条に移る、こういう中身の条文の整備なのか。18条に行くと、消防職員の任命と、さっき言われた消防団の任命にな

るわけですね。そうしたら、その中に区域もあるし、名称もあるということになるんですが、15条が18条にそのまま移行するということになるので、15条の2項が残るわけです。15条の2項は何かというと、消防長及び消防署長は政令で定める資格を要すると。いわゆる消防に関する資格がなければ消防長にも消防署長にもなれないということなんですが、これは残るのかどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今、佐中議員がおっしゃいました条文からいきますと、既に18条1項が変わっている条文をご覧になっておりますので、今、佐中議員がおっしゃいました18条1項はそのままでございます。今おっしゃいましたのは変わった後をおっしゃっておりますので、変わった後のタイミング的な問題がございまして、今回は、それがもともとは15条第1項だったときからの変更をこの度させていただくものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第4号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第4号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第8、第5号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第5号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に関連し、公営住宅法施行令の一部が改正されたことに伴い、町営住宅の入居基準に係る規定を整備するとともに、町営住宅の未納の家賃などがある者について町営住宅などの使用を制限する所要の改正を行うため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（飯田） それでは、第5号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の8ページをお開きください。あわせて、資料6の条例新旧対照表と資料7の条例の一部を改正する条例の概要をお願いいたします。資料7の条例の一部を改正する条例の概要でご説明いたします。

まず、条例改正の概要でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、地域主権改革一括法の施行に関連して、公営住宅法施行令の一部が改正されたことに伴い、町営住宅の入居基準に係る規定を整備するとともに、家賃の未納等がある者について住宅等の使用を制限するため、所要の改正をするものでございます。

次に、今回の主な改正点でございますが、まず1点目は入居基準の整備でございます。高齢者、障がい者等の単身で入居できる町営住宅の入居については、現在、公営住宅法施行令を引用して認めておりますが、施行令の一部改正により、その規定が削除されることとなったため、引き続き単身での入居を継続させるために、第7条中の規定の整備を行うものでございます。今までの入居者の資格を変えるものではございません。次に、2点目は入居者資格の厳格化でございます。これは、町営住宅に入居することができる者の条件に、申込者または同居親族が過去に入居していて、現に未納家賃または損害賠償等町営住宅に係る債務がないこと、駐車場使用料の滞納または損害賠償金等駐車場に係る債務がないことを追加することにより、町営住宅の家賃の確実な徴収を図るため、また、限られた住宅が真に困窮する低額所得者への貸し出しができなくなることを防ぐため、入居資格の厳格化をするものでございます。第7条第1項に第7号、第8号を追加するものでございます。次に、3点目は駐車場使用者資格の厳格化でございます。これも、駐車場を使用することができる者の条件に、入居者が収入超過者でないこと、未納家賃または損害賠償金等町営住宅に係る債務がないこと、駐車場の使用料の滞納または損害賠償金等駐車場に係る債務がないことを追加することにより、限られた区画数の駐車場が真に低額所得者である者のために貸し出しができなくなることを防ごうとするものでございます。第54条に第2号、第3号、第4号を追加するものでございます。

施行期日は平成24年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○ 4 番（住吉） 4 番、住吉です。今回、資料 7 で見ていきますと、入居者資格の厳格化、駐車場使用者資格の厳格化ということで、真に低所得で住宅に困っている者のために貸し出せなくなることを防ぐためと書いてあるんですが、そうであるならば、収入超過者、こちらの方がいつまでも入居できるというのはおかしいんじゃないかと思うんです。今回の改正の精神でいくのであれば、この条例の第 32 条、明け渡し努力義務のこちらの条項を改正した方がいいと思うんですが、今回なぜそれをされなかったんでしょうか。

○ 議長（久留島） 都市整備課長。

○ 都市整備課長（飯田） 公営住宅につきましては、引き続き 3 年以上住んでいる方が収入超過者になるということですが、これがそのまま生きているということでございます。

○ 議長（久留島） 住吉議員。

○ 4 番（住吉） 生きているということでございますではなく、確かに 31 条に、3 年過ぎたら通知するというふうになってはいますが、その後 32 条で、収入超過者は町営住宅を明け渡しように努力しなければならないと書いてありますね。収入に余裕があるのに公営住宅にそのまま入居しておる人が努力するわけじゃないじゃないですか。本来、低所得で住宅に困っている人に貸すことが公営住宅の目的なのであれば、こちらの第 32 条も改正すべきじゃないかと思うんです。それをなぜ今回見直さなかったのかということを知っているんで、もう一度答弁をお願いします。

○ 議長（久留島） 副町長。

○ 副町長（三宅） 今回の改正についていきますと、新しく入居される方、新しく駐車場を借りられる方というところにまず限定して厳格化を図ろうという形にしております。収入超過者につきましては、おっしゃられるとおり、できれば早期退去という形が望ましいわけですが、その部分につきましては、他の地方公共団体の運用の仕方とか、そういうところと比べて海田町だけ厳格化するところがいかなものかということで、この二つの条項につきましては、こういう改正の動きは他の地方公共団体にも出ている中で、新規に入居される方、新規に駐車場を借りられる方についてをまず厳格化しようということになりましたので、今回の改正に至っております。議員がおっしゃいました条項のところをどう厳格化するかというのは、次のステップの課題かというふうに考えております。

○ 議長（久留島） 西山議員。

○ 1 1 番（西山） 11 番、西山です。資料 6 の 3 ページの入居者資格の特例というところ。

今回の改正は、各自治体に合ったような運用をなささいという条例改正が出てきた一括法の改正に伴うものなんですけれども、よその自治体におきましては、結婚された方、20代の方は優先の特例で、第8条の高齢者とか云々のところにもう1行入っている自治体が今増えてきているわけなんです、海田町はこの条例を精査されるときにそのことは検討なさいましたか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）当面は現行の入居基準を維持しようという形にさせていただきました。議員がおっしゃられた部分につきましては、先ほどの厳格化とも一緒に今後の検討課題と。まずは現行の条例になるようにという形で整理させていただきましたので、検討はしておりますが、現行どおりにこの度はさせていただきました。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今回いいチャンスだったと私は思っているわけなんですけれども、今後、何年か見直さないんじゃないかと、各よその自治体の動向を見られてここを改正されるお考えはありますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）検討してまいります。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。一部改正の条例ですけれども、入居基準、いろいろ判断するのに、メリット、デメリットが想定されます。一定のハードルを上げると、メリットは別にして、デメリットの方でお尋ねしたいと思うんですが、本来、町営住宅も含めて公営住宅は住宅困窮者に対する行政としての施策なんですけれども、今回ハードルを上げることによって、本来の公営住宅の目的より、外れることもないでしょうけれども、抵触するというように考えるわけです。その辺はどうなのか。

もう一つは、デメリットで強調したいというように思うんですが、該当者が大幅に該当するということになると、空き家とか駐車場の空きスペースが増えてくるのではないかと、こういうおそれがあると思うんです。逆にメリットの方は、滞納を防げたりいろいろ出てくるんですけれども、それは別にして、デメリットの方でどうなのかなという心配がありますので、お尋ねいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず1点目の、公営住宅のあり方というところについては、逆に、抵触

するのではなしに、それをより進められる改正だというふうに思っております。

それから、2点目につきましては、現段階でも、空きが出た段階で抽選になる状況になっておりますので、こういう厳格化を行うことによって、空きが出ましたら、逆に、今住宅を求めている方に対して十分にお渡しできると。決して、これを行うことによって空き家なり空きスペースが生ずるというふうには判断しておりません。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第5号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第5号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第9、第6号議案、海田町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第6号議案、海田町公民館条例の一部を改正する条例の制定について。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において社会教育法の一部が改正されたことに伴い、公民館運営審議会の委員の委嘱に関する基準を整備するものでございます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木）それでは、第6号議案、海田町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の12ページをお開きください。あわせて、資料8の海田町公民館条例新旧対照表をご覧ください。公民館運営審議会の委員については、社会教育法第30条第1項に、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から市町村の教育委員会が委嘱すると規定されており、この規定に基づき、公民館運営審議会の委員を委嘱しているところで

ございます。この度、地域主権改革一括法の成立により、社会教育法第30条が改正され、公民館運営審議会委員の委嘱に関する基準について、これまでは社会教育法に定められていましたが、この度市町村の条例で定めることとされました。このことから、海田町公民館条例第5条を改正し、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱するという条項を追加するものでございます。施行期日は平成24年4月1日でございます。以上で、海田町公民館条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○4番（住吉）この条例の改正内容でいうところの家庭教育の向上に資する活動を行う者、それと学識経験のある者、これはどういった方を想定されておるのでしょうか。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木）現在、民生委員児童委員の方、そしてPTAの会長を家庭教育の関係者というふうに委嘱しております。また、学識経験者につきましては、公民館の講座の全体会の会長を充てております。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は10時30分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時08分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

これより第6号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第6号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおりこれを決しま

す。

〇議長（久留島）日程第10、第7号議案、平成23年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長（山岡）第7号議案、平成23年度海田町一般会計補正予算（第5号）。平成23年度海田町一般会計補正予算（第5号）につきましては、小学校耐震補強事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

〇議長（久留島）財政課長。

〇財政課長（鶴岡）それでは、第7号議案、平成23年度海田町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。初めに、歳入歳出予算の補正につきまして、資料9の平成23年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。この度の補正予算では、各事業における執行残の額や、額の確定による増減、給与改定に伴う職員給与費事業の減額を行っておりますが、件数が数多くございますので、これらの説明は省略させていただきます。

それでは、資料の9ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の財政管理費の基金管理事業につきましては、この度の補正予算の財源調整を行うため、財政調整基金積立金を1億3,587万1,000円増額するものでございます。次に、防犯対策費の防犯灯管理事業につきましては、電気料金の値上げに伴い90万円を増額するものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費の心身障害者福祉費の心身障害者社会生活援助事業につきましては、実績に伴い、自立支援医療費を260万円増額するものでございます。次に、福祉医療費の乳幼児等医療費給付事業、重度障害者医療費給付事業につきましては、平成22年度補助金の額の確定に伴い、返還金をそれぞれ2万円、25万8,000円増額するものでございます。次に、国民健康保険事務費の国民健康保険繰出金事業（保険基盤安定分）につきましては、保険基盤安定繰出金の額の確定に伴い、556万5,000円を増額するものでございます。続きまして、12ページをお願いいたします。児童福祉費の児童福祉総務費の子ども手当等支給事務事業につきましては、子ども手当システムの改修を行うため、493万5,000円を増額するものでございます。次に、保育所費の保育所職員給与費事業の職員諸手当の増につきましては、休日保育の実施に伴う時間外勤務手当の増額でございます。次に、保育所一般事務事業につきましては、保育料システムを改修するため、84万円を増額するものでございます。次に、私

立保育所育成事業につきましては、延長保育促進事業の減額はあるものの、私立保育所入所者の増に伴い、686万2,000円を増額するものでございます。13ページに移りまして、ひまわりプラザ費のひまわりプラザ太陽光発電設備整備事業につきましては、平成23年度の補助対象とならなかったため未執行とし、2,130万円を減額するものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。衛生費の清掃費のし尿処理費の浄化槽減少化対策措置事業につきましては、汚泥減少化交付金を支払うため、9,111万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。土木費の都市計画費の都市計画総務費の広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、広島県からの指示額により4,000万円を減額するものでございますが、連動して地方債を3,690万円減額しております。次に、公園費の財源振替につきましては、三迫公園用地の購入財源に予定しておりました公共施設等整備基金の取り崩しを、財源調整のため取りやめるものでございます。17ページに移りまして、河川費の砂防費の急傾斜地崩壊防止事業につきましては、県が3年計画で整備中の国信地区外の急傾斜地崩壊防止事業について、今年度の事業区域が拡大されたため、地元負担金を654万1,000円増額するものでございます。

次に、消防費の非常備消防費の消防団運営事業につきましては、自己都合による消防団員1名の退職報償金を支払うため、23万3,000円を増額するものでございますが、消防団員等公務災害補償等共済基金から同額の財源が支払われます。次に、水防費の財源振替につきましては、防災ラジオ購入費個人負担金の費目の変更によるものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。教育費の小学校費の学校管理費の小学校改修事業につきましては、各小学校の普通教室への扇風機の設置、海田小学校及び海田東小学校のプールろ過装置の修繕、海田南小学校のトイレに換気扇を設置するため、1,013万9,000円を増額するものでございます。次に、小学校耐震補強事業につきましては、海田小学校及び海田西小学校の体育館の耐震補強をするため、5,000万円を増額するものでございます。財源といたしまして、2,095万円の国庫補助金と2,880万円の町債を計上しております。次の教育振興費の財源振替につきましては、歳入補正に計上しております広島市学齢児童事務負担金の減額によるものでございます。次に、19ページに移りまして、中学校費の学校管理費の中学校改修事業につきましては、海田中学校のコンピュータ室及び図書室のエアコンを改修するため、370万円を増額するものでござい

ます。次に、海田中学校屋外環境整備事業につきましては、国の補正予算第3号の制度を活用して、海田中学校のプールを解体し、防災機能を備えた屋外運動場として整備するため、7,000万円を増額するものでございます。財源といたしましては、741万円の国庫補助金と6,250万円の町債を補正予算に計上しております。次に、社会教育費の公民館費の公民館改修事業につきましては、雨漏りが発生している海田公民館ホール棟の屋根等の改修を行うため、573万1,000円を増額するものでございます。

20ページをお願いいたします。災害復旧費の財源振替につきましては、予備費を充用して実施した串掛林道災害復旧工事の国庫補助金の受け入れによるものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いいたします。3款利子割交付金から2ページの7款自動車取得税交付金まで、収入見込みによる増減でございます。今補正では同様の見込みによる増減が数多く出てまいります。件数が多いため、説明を省略させていただきます。また、歳出に連動した歳入の変更、歳出に関連して説明させていただきます。

2ページの分担金及び負担金の民生費負担金の保育所保護者負担金につきましては、入所児童数の増により1,886万2,000円を増額するものでございます。

3ページに移りまして、国庫支出金の国庫補助金の土木費国庫補助金の中店小学校線道路改良事業費交付金につきましては、国の交付金の減額に伴い、1,223万6,000円を減額するものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。寄附金の一般寄附金でございますが、一般寄附金4件、ふるさと納税5件を合わせ、2,088万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、繰入れを取りやめるものでございます。次に、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金につきましては、基金の活用が今年度までの臨時的なものでございまして、残額を繰入れ、次年度、国庫へ返納するものでございます。

次に、繰越金でございますが、未計上となっている前年度繰越金のすべてを計上するものでございます。

次に、諸収入の雑入の公立小中学校施設耐震化事業助成金につきましては、広島県市町村振興協会が県内市町の耐震化に要した費用の一部を助成するもので、759万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。第7号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,693万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億7,527万6,000円とするものでございます。

続きまして、議案の第2表繰越明許費補正についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。繰越明許費の追加でございますが、土木費の道路橋りょう費の町道6号線2工区整備事業につきましては、取得予定の評価について年度内に完了しないことが見込まれるため、繰越明許費を追加するものでございます。都市計画費の広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、事業用地の取得について年度内の移転が完了しないことが見込まれるため、事業主体の広島県と合わせて繰り越しの手続きを行うものでございます。以下、河川費の急傾斜地崩壊防止事業及び教育費の7ページにかけての7事業につきましては、この度の補正予算に計上した事業でございますが、年度内の完了が見込まれないため、繰越明許費を追加するものでございます。続きまして、8ページ、繰越明許費の変更でございます。12月補正で議決をいただいた小学校耐震補強事業の繰越明許費でございますが、この度の補正予算に計上した工事費を加えた額に増額するものでございます。

続きまして、議案の第3表地方債補正についてご説明いたします。9ページをお願いいたします。9ページの追加1件、10ページ、11ページの変更4件でございますが、内容につきましては、歳入歳出でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で平成23年度海田町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西田議員。

○8番（西田）8番、西田です。資料9の20ページのところで、これは説明がなかったんですが、公債費の中の利息分、1億5,123万7,000円ほど利息の支払いを行っているわけなんです。これは当然借入金に対しての利息と思いますが、借入金の総額が幾らで、この利息分に対して何%の利率になっているのか、まずその1点をお願いします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）公債費の利息につきましては、この度364万5,000円の増額をお願いしておりますけれども、その結果必要となる利息の額は1億5,123万7,000円ということで、これは平成22年度末残高でいう96億円の借入に対する利息でございます。この借入の利率につきましては、借入の時期によって率が異なってまいりますけれども、平均で言い

ますと約1.6%程度の利息になるのではないかと考えております。

○議長（久留島）西田議員。

○8番（西田）次に、額の大きい事業の中で海田中学校の屋外環境整備事業というのが7,000万ほど説明があったわけなんですけど、国の補助を利用して741万円が国から出て、町債として6,250万円計上してあるというふうに言われました。その歳入の方の計上ですが、6,250万円町債を実際に借入を起こして、それに充てると。先ほどの説明の中で残予算1億何ぼは財調、要するに貯金の方へ貯めるということも言われたんですけど、これはあえて教育債という形で借金をして、それに充てるという考え方ということが考えられるんですけど、ここの6,250万円のところで、どのぐらいの利率で借りられるのでしょうか。先ほどの件を踏まえて回答していただきたいんですけど、もし余っておるのならば、財調に上げずに、実際の利払いをしないで済む残高を利用して実行してはどうかというふうに考えられるんですけど、そこらの点はどのように議論されて、どのような事実のもとでこれが有利であるということを決められて決定されたのか、その経緯をお願いします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）まず、この度の事業の実施に伴って、財源として起債を選択した理由でございますけれども、この度の補正に伴う事業につきましては、緊急防災・減災事業という起債が活用できるものでございます。この起債につきましては交付税措置がございまして、基金を活用してするよりは有利な財源でできるものと判断して起債の活用を決めたものでございます。

それと、借入予定の利率でございますけれども、この事業につきましては、事業が完了した後、借入手続きを行うもので、利息についてはその時点で決まってくるものでございますけれども、22年度債の借入では1.1%、1.2%程度での借入ができておりますので、その程度になるのではないかと予測しております。あわせまして、交付税措置率ですけれども、この度の緊急防災・減災事業につきましては、補助裏分については元利償還金の80%、単独事業部分については70%が交付税措置されます。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、補正予算説明書の5ページ一番下、2,088万9,000円、これは、2月の広報にもありました2,000万円寄附というのは、まず、これが入っておるか、入っていないかということで、とりあえずその1点。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）今ご質問の広報に掲載しておりました寄附金についても含んだものでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）広報に記載されたものということになりますと、これは広報の5行目ぐらいいも説明をつけておりますが、畝保育所の整備に使うんだと、こういうふうな町長のあれも書いてありましたが、これは地方自治法96条、負担付きか私権付きか、本町の財務規則105条にも、保育所の整備に限定されるということになると、一種の私権付き寄附に当たる、このように解するわけですがね。今言いました地方自治法96条、こういう負担付き、あるいはそういう私権らしきものが付く場合は議会の同意案件になっておるはずなんです。それを、寄附ということで保育所の整備に使うと。ちょっとこれは理解できないんですが、この辺が地方自治法とうちの財務規則に反するのではないか。これについてどのようにお考えですか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）この度いただきました寄附につきましては、寄附者からこの事業に活用してほしいといった特定をされたものではなく、あくまでも目的を限定しない一般寄附としていただいたものでございまして、その寄附を受ける話の中で、活用方法として幾つか提示した事業の中から、畝保育所の再整備に関連した事業に活用するというように決まったものでございますので、特に負担付きの寄附であるというふうには考えておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）これは3回ですから、また一般質問でもやりますが、課長は、今言うように、解釈違いで、はっきり件名を指定しての寄附ですから、これは一般寄附であるというのはおかしいんじゃないですか。それで理解できますか。何のために財務規則、地方自治法にそういうことが規定されておるのか。あなたらの解釈違いはいつかも、若干それますが、副町長の選任同意案件で、これは地方自治法162条、副町長の選任をするときには議会の同意を得てやらにゃいかんと。逆の言い方をすれば、議会の同意のない人には副町長の仕事はさせられないと。こういうことになるわけです。そのときに、町長、これは地方自治法違反じゃないかと私が言うたら、わしはそうは思わんのじゃと。どうもそこらの解釈がでたらめじゃないかということなんよね。要するに、一般職で採

用した理事職が副町長の仕事をする。これと同じことで、今も、本題に戻しますが、畝保育所の整備であるということについて条件がついておるんですよ。これははっきりそういうものに使ってくれという希望が出ておるということは、一種の私権付きと、こういうふうに解釈してもいいと思うんです。例えば私が1万ほど寄附して海田庁舎を建替えてくれと言うたら、できる話じゃないでしょう。だから、これは受けるべきじゃないと。これははっきり2月の広報に書いておるんですから。だから、今言いました地方自治法96条、本町財務規則の105条、ここらに抵触するんじゃないか。そこらを再度答弁願いたい。もうないから、これ以上は言いませんが、あとは一般質問で出しておきますので、この辺も含めて。どうなんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）指定付き寄附につきまして、事前に議会のご同意を得ますのは、予算審議の場合にその制限が付きますので、事前に議会のご同意を得るわけでございます。この度の寄附につきましては、話の中で畝保育所がどうかというふうには出ておりますが、最終的には、歳出に当たりましてその寄附金についての部分について議会の制限が入ってきておりませんので、一般寄附に当たるといふふうに解釈しております。なお、寄附者ご本人のご意思も確認しておりますが、そういった活用が望ましいということで、限定はしていないと。最終的には町と町議会のご判断で町の活性化に役立つように使っていただければいいという確認も再度とっておりますので、この寄附につきましては一般寄附金に該当すると。そのように解釈しております。広報の記載につきましては、若干誤解を招く部分もあったかとは思いますが、ご本人との懇談の中で、こういった使い方がという形のところを載せましたので、あくまでも、先ほど申しましたように、法律的に何らかの制約を受けるものではございません。広報の記載でそういった誤解を招くことがあったといたしましたら、それは大変申し訳なく思います。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。住吉議員。

○4番（住吉）住吉です。4点ほど、細かい部分ですが、お尋ねします。

まず、資料9の12ページ、保育所費の私立保育所育成事業、こちらですけれども、何人増えて、これは児童1人当たり幾らの計算で出しているんでしょうか。

続きまして、14ページ、母子保健費、不育治療費助成事業、90万残りましてということですが、こちらは確か9月定例会でわざわざ150万の補正予算を組んだと思っております。わざわざ補正で150万を組んでおきながら、その6割の90万が残る。この理由

について説明を求めます。

続きまして、18ページ、学校管理費、小学校改修事業の南小トイレ換気扇、こちらは別の資料を見ましたら8カ所だけつけるようになっておりますが、その理由の説明をお願いいたします。

続きまして、19ページ、公民館費の公民館改修事業、雨漏りの修理ということで570万。これはいいんですが、海田公民館はそもそもあと何年使えるものなんでしょうか。

以上4点、お願いします。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）まず、こども課から、私立保育所の委託料の増について説明いたします。人数につきましては、予算計上時に比べまして69名増えております。積算といたしましては、乳児につきましては17万円、1歳から2歳の子どもさんについては10万円程度です。3歳児につきましては5万円前後となっております、4歳以上については4万3,000円から4万7,000円程度で計上させていただいております。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）不育治療費の助成につきましては、9月議会で補正させていただきまして、そのときの積算は、具体的な数字が厚生労働省の研究班の報告から、出現率が、妊娠した女性の2から5%ということで、3%の積算で見込んでおります。9月以降、申請者がおられませんでしたので、5名補正させていただいたんですが、3名分減額補正させていただいております。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（小田原）では、3点目の海田南小学校トイレ換気扇工事についてお答えいたします。海田南小学校は、立地条件により、トイレに湿気が大変たまりやすい条件でございます。それで、まず、一番湿気やにおいがたまりやすい1・2階にトイレの換気扇を設置して、その改善を図るという目的でございます。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木）海田公民館でございますが、昭和47年の竣工でございますので、鉄筋コンクリートの耐用年数からいきましたら、今40年経過しております。ということで、10年ということになるかと思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）先ほど不育治療費の説明、保健センター所長の答弁を聞いていると、実際

には利用者がいなかったというふうに聞こえたんですが、それは間違いないでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（湯木）実際に申請者はまだおられません。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）そもそも論で聞いてみますが、これは何で補正予算を組んだんですか。てっきり住民の方から要望なりなんなりがあって組んだのかと思ったんですが、利用件数ゼロということは、要望すらなかったというふうにとれますよね。そちらの説明をお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）潜在的需要があるのではないかという形で、それから、補正予算でこういった事業を組むという形で、利用者の方が出られるかという形で組ませていただきました。ただ、現在の段階でまだ申請される方がいらっしやらない。これは、実際に該当の方がいらっしやらないのか、まだ制度の周知が図られていないのかというところがあるかと思しますので、来年度に向けてもさらに制度の周知に努めたいと思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。歳入のところと歳出のところがあるんですが、例の中学校の屋外環境整備事業、繰越明許でやっておいでですけれども、23年度で補正をします。あとわずかしかないんですが、24年度でやってもいいと思うんじゃないけれども、実際23年度の方が有利なのかどうか。補助金の活用の問題ですね。有利なので、こういう措置をとっておいでなのか、お尋ねいたします。

もう1点は、ひまわりプラザの太陽光発電、何回も答弁があったから、中身はわかりますが、今回減額補正して来年度に丸々乗せるということについては、そういう措置をしなければならないのかと。逆に繰越明許あるいは債務負担行為でできんこともないなと思うんじゃないけれども、何でいったん廃止してすぐに組む方法をとるのかということをお尋ねいたします。

それからもう一つ、広島市の東部連続立体交差事業、これは4,000万、起債の必要がなかったから今回補正するという。1月20日に全協で説明を受けたときは全くそのことがなかったわけですが、2月7日でしたか、連続立交の問題で説明を受けた。私から見れば、1月20日に、わかっておるか、わかっておらんかは知らんが、説明をなぜしな

ったかということです。あわせて、どういう事業内容でこれが減額になるのかということをお尋ねいたします。以上です。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず、1点目のご質問ですけれども、この度の補正予算を活用するためには、23年度の予算に計上する必要がございました。この度の補正予算を活用いたしますと、通常であれば一般財源で解体しないといけないプールにつきまして、国の補助金、それから、先ほどもございました、今年度で交付税の措置がある起債を使って措置できるという形で、当初予算に掲げたのではそれが使えませんので、補正予算に計上させていただきました。

それから、第2点目につきましては、繰り越すということも一つの手段かと思いますが、この度に繰り越しをした場合には、来年度3月31日までに必ず完成する必要が出てまいります。来年度の補助金を使いますので、着工時期その他がわかりません。場合によってはそれをさらに繰り越すというケースが出てきたときに、本年度の予算を繰り越した場合には再度の繰り越しができませんので、そのために、本年度でまず減額いたしまして、来年度の当初予算に計上する、こういった予算措置をとらせていただいたものでございます。

それから、3点目の、ご説明の時期につきましては、全員協議会でも申し上げましたが、県との審議のもとで、それぞれ発表できる段階で発表させていただいております。今回の補正につきましてはその時点でまだ確定していないというか、まだ県の方で表に出されていない数字でございましたので、今回のご審議の中でお願いしております。現在のところ聞いております内容でいきますと、本年度と来年度で実施設計をするという形で計上されていた実施設計そのものが見送られた、この部分が今回減額になったんだというふうに県から聞いております。以上でございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。資料9の16ページ、都市計画費の街路事業費なんですけれども、中店小学校線、900万予算計上されておりましたけれども、全然執行できなかった理由と、もう1点は、この街路事業の財源ですけれども、特定財源の1,223万6,000円が一般財源に振り替えられた理由、この2点。

次に、19ページの学校管理費、海田中学校屋外環境整備事業の7,000万円ですけれども、この位置は町営プールの跡地に当たるわけですけれども、ここが庁舎の候補地にな

っていたとき、広島市といろいろ、広島市の持ち分と海田町の持ち分で精査していく中で、プールの跡地の場合は学校施設で活用していないから、賃貸契約を結んでいただきたいという書類が広島市から来ている経緯がございます。今回のこの予算計上をされるときに、広島市にちゃんと説明といいますか、今回このような予算計上をしますということを広島市に説明に行かれたかどうか。

次に、19ページの公民館改修事業、海田公民館ホール棟屋根等改修工事で573万1,000円計上されております。第4次基本計画の実施計画からいきますと、本来であれば、海田公民館外装防水工事で300万の調査設計を来年度平成24年度にされるようになっておりました、改修工事は平成25年、4,300万の実施計画の予算を計画されているわけですが、今回の573万1,000円は、この図面から見ますと、屋根の防水で573万ですが、等がついているのは、外壁がぼろぼろ落ちているところの簡易改修もここに入っているのかどうか、お聞きいたします。以上です。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（飯田）中店小学校線道路改良事業の900万の減でございますけれども、これは国の交付金、補助金が当初予定していたより少なくなったため、事業費の中の一部を取りやめたものでございます。それに伴いまして1,223万6,000円の財源の振替を行っているということでございます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）2点目の町営プール跡地の問題でございますが、この部分につきましては工事後も学校用地として使うということにしております。学校用地でない使い方をする場合に賃借その他にという話が来ておりますので、今回特に広島市へご説明には伺っておりません。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木）公民館の今回の改修工事でございますが、外壁についての改修は含まれておりません。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）再質疑いたします。今、広島市に話しに行っていらっしゃらない。これはルール違反と私はとらえるんですけども。広島市は、今はこのまま、庁舎の候補地で、庁舎がそこに建つかも知れないということで、その書類を具体的には来られていませんけれども、広島市側は現在も町営プールと判断されていると思うんです。ですから、

今度は本来の学校用地に変えるから、その賃貸の書類は必要ないから行かないと言われるのではなくて、もともと海田中学校の学校用地で使用していたところに町民プールをつくっていたという経緯があって、広島市側はびっくりされていたわけですね。今回はそこを執行部は候補地から外したということでこの予算計上になっているんですけども、ただ、執行する前にやっぱり広島市側に説明責任があると私は思いますけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

それと、公民館の、等が入っております。防水などですね。すべてではありませんけれども、落下の厳しいところだけでも、もしもコンクリートが落下して町民のどなたかがけがをされるという事態が起こったときには町の責任は大きいと思いますけれども、それはやはり、等が入っているにもかかわらず今回の改修、緊急改修ですよ、それはなさないのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）庁舎建替え問題におけます広島市との説明の中で、現在町営プール跡地については学校用地としておると。今後とも当面は学校用地として使うという説明をしておりますので、今回も学校用地として使うという範囲内では説明する必要はないというふうに判断いたしております。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）ご指摘の海田公民館の外壁につきましては、最近も雨漏りにつきましては非常に何度もホール内で発生しておりまして、あくまでも緊急措置的な対応をしておりますが、確かに老朽化した外壁につきましても心配なところはありますが、今回のこの件の工事内容には含まれておりませんので、施設修繕等で緊急的に対応できるものについては柔軟的に施設内の予算等を考えて実施してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）プールの跡地を庁舎候補地にしたときに、広島市側に何度かいらしている正式な書類がございます。やはりその書類をもう一度確認されて、今の答弁では私は行政としてあるまじき予算計上だと思っておりますので、もう一度あのときの書類を確認されるお考えはないのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）最後に広島市へ訪問しておりますのは私でございますから、先ほどの考え方で広島市の理解とそごはないというふうに思っております。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）2点ほどお願いします。

9ページの10の防犯対策費の防犯灯管理事業で、光熱費が値上がりしたから90万円追加されたと言われますが、今の街灯、防犯灯をLEDにかえたら電気代は逆に安くなるといけんのじゃが、件数が多くなったかどうか知りませんが、光熱費の値上がりと言われましたが、そこをもうちょっと詳しく説明をお願いします。

それから、16ページの今の中店小学校線道路改良事業で900万ですよ。これは、今説明が、数字そのものがおかしかったんじゃが、その下に13として物件調査業務委託料執行残と書いてありますよね。これが今の工事の内容じゃないんじゃないですか。執行残じゃから、執行残で900万が残ったんじゃないんですか。そこらの説明の仕方をもうちょっと明確にお願いしたいんですが。その2点をお願いします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（臼井）1点目の防犯灯の電気代の増額についてでございますが、電気料金が昨年の年度途中、夏場以降でございますが、燃料調整費ということで、火力発電の関係になろうかと思うんですが、そこらの燃料の高騰による燃料調整費分の増額が出てきております。そこらあたりで、確かにLED等による電気料金の減少分もあるんですが、それをはるかに超える額でございます。9月以降で、それまで90万円台だったものが100万円台に上ってきております。そこらのかげんでの不足分を今回補正させていただくものでございます。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（飯田）中店小学校線道路改良工事の物件調査の業務委託料の執行残という900万でございますが、これは、当初予定しておりました国の交付金が当初より少なくなりまして、調査業務を予定していた内容がすべてできないということで、一部取りやめたものでございます。説明につきまして適当ではなかったということがありますので、申し訳ございません。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）今言われましたが、火力発電所によって電気料金の調整金がどうのこうのと言われましたが、防犯灯だけで90万というたら莫大な金になるんだが、民間の電気料金もそれだけ上がったかどうかは知りませんが、それじゃ、役場の光熱費全部上がってこにいけないと思いますが、そこらの関連をもうちょっと詳しく説明をお願いします。

す。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（白井）先ほども言いましたように、防犯灯につきましては、当初予算で1カ月96万程度の予算計上をさせていただいております。今現在の平均で言えば、この4カ月程度、今の燃料調整費が出てからは100万を超える額、ですから、1カ月あたり5万円以上の差額が出てきておりますので、今回不足分を調整していただくということで、この分につきましては、中国電力に確認いたしましたら、燃料調整分の増額ということで聞いております。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）電気料金の値上げに伴う防犯灯以外の影響でございますけれども、この度補正予算には提出しておりませんが、流用により光熱水費の確保というのがほかの施設でも件数として出ております。他の施設では流用等での調整がございましたので、この度の補正には上げておりません。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。西田議員。

○8番（西田）8番、西田です。資料10が実際添付されておるので、その資料10に関してお聞きしたいんですが、資料10の番号7、対象位置という形で書かれておるんですが、位置だけではなくて、プール跡地を防災機能を備えたグラウンドとして整備すると。4,785平米というふうになっております。見ると、平面図は、そこへかいてあるように、フェンス等もかかっているみたいなんです。なおかつ、そこへ日よけスペースとか、トイレとか、防災管の整備とか、かまどベンチとか、具体的なものが随分かかっているんですが、平面じゃなくて側面から見たときに、今現在はプールは二、三メートル上がったところがございますよね。この位置がどういう関係になるのかがこの図面からはわかり知れないところがあるので、その点はどのようになっていますか。

それと、具体が載っていますので、この具体以上のものはもうつけないというふう理解してよろしいのかどうか。この2点をお聞きします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）断面図の高さ関係のことを私から説明させていただきます。高さ関係のことでございますが、今、プールのところに1メートルぐらいの擁壁があるかと思うんですが、あそこから上を切り土するような形で考えております。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）図面におきまして記載しているもの以外については設置することはありません。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）今の建設課長の説明で、プールの、現在使用中の校庭との境に若干1メートルの段差の擁壁がありますよね。7,000万も工事費をかけるんじゃないら、私の考えですよ、フラットにしても十分おつりが来ますよ。今あっさりと、ぼっさりと切って逃げられますが、児童が使いやすく、もうちょっと将来的なことを考えて設計してもらいませんか。あなたも建設課長でしょう。7,000万の予算を組んで、あれだけの平米数のプールを壊して、残土だけ撤去で7,000万もかからんですよ。せいぜいかかって3,000万か何ぼですよ。あとの4,000万というものが残るんじゃないから、将来的に児童が使いやすく、何でフラットの検討をされるのですか。あっさりと切って逃げちゃだめでしょうが。今これは補正予算じゃから、見積もりをとって本体工事をするときにはその覚悟でせんかったら、また残高がえっと残るんです。見積もり設計というものはそういうものじゃないでしょうが。児童がどれだけ使いやすいか、将来的にどれだけ利用価値があるか、皆考えて実施設計を組みなさいや。予算はこれでいいですよ。計算してみなさいや。多分3,000万もあつたらできるんです。そこらをあっさり切らんと、もうちょっと慎重な答弁をお願いしますが、どうですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）今、崎本議員が言われたように、当初はフラットも考えました。フラットでやったときの残土処分費のお金、そういったものを含めると、総額でいきますと、今よりも相当以上にかかる。非常に実現困難なところもありますので、どうにか残土処分費を落としたいということで、今の擁壁1メートルのところを切って、プールの方もなくなりますので、その残土をそちらに入れ込むと。そういったことで効率化を図って、今の断面で計画いたしました。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）あなたは今、断言切って言われましたが、今言われたあなたの見積もりが適正か、私が業者にやってみ積もりをとったのが適正か、もしあなたが間違っておつたら、どうされますか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）私といたしましては、今の断面を切って測量いたしまして、適正に

設計しておるといふぐあいに考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。宗像議員。

○5番（宗像）今の質問の続きになりますけれども、これは改めて再度平面にしたときに、学校のグラウンドの使いよさというたら、平面が使いやすいんです。もし高さを残すのなら、それなりの理由を持って高低をつけるべきだと私は思うんです。そういう意味の中で、きちんとした、できるものを再度協議するような形をとって、改めて、じゃ、こういう形にしましょうと。もしそれで足りんようなら単町費を突っ込んででもやるべき必要があるものだと私は思うんですが、それについてはどうでしょう。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現段階では国の制度というふうに考えておりますが、おっしゃられる点、発注の状況を見た上でさらに考えさせていただきたいと思います。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）私はてっきりフラットでできると思いよったんですが、先ほどから答弁を聞いておりますと、一定の高さ、1メートル幾らですか、あるということですが、あそこは浸水地域なので、一定の理解はできるんですけれども、しかし、教育施設とあわせて利用することになると、またフラットが欲しいんです。その兼ね合いから見て、今の面積4,785平米、何人の避難者をあそこで救護できるのか、その相当人数、どれぐらいを見込んでおられるのかをお尋ねいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）制度の活用という形であそこを撤去というところで考えましたので、今おっしゃいました何人避難というような部分については検討しておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）そのグラウンドなんですけれども、中学校の校庭の一部として使うような割合と、避難所、そのどちらを重視しておられるのか。例えば、避難する場所だったら、トイレも全然多分足らんと思うんです。そういうふうなものもあって、どちらに比率を置かれておるのがよくわからないんです。お金の関係で出てくるみたいな格好、今聞いておったらそうなんですけれども、グラウンドとして利用する場合だったらフラットの方がいいんでしょうけれども、避難所というか、防災の関係ということになると、ある程度高さがあつた方がいいんですけれども、それにしたら、ほかの、一番必要なトイレとかなんかがものすごく少ないという格好になって、どっちつかずのような格好になる

んですけれども、その辺のところはどういうふうなお考えなんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現在のところ、何も利用できないという状況になっておりますから、何らかの利用をするために解体してグラウンドをつくると。そういう中で最低限の防災施設をつけた場合、今回の制度に乗りますので、力点といたしましてはグラウンドというところに置いております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）最低限と言われても、これはかなりのお金をかけておられますから、もう少し精査というか、方向性を出された方がいいんじゃないかと思うんです。金額も大きな金額ですから。今のままだったら中途半端な格好のような気がするんですけれども、その辺のところをもう一度お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現段階ではプール跡地という形で、プールが残って何らの利用ができておりません。今回の制度を使って、物をどけてグラウンド化することによって当面の活用が図れますので、今回の制度を使って当面の活用を図りたいというところからこの事業を導入したところでございます。恒久的な防災施設とかそういう形ではなしに、あくまでも防災機能を兼ね備えた中学校のグラウンドを確保するという今回の予算にしております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）改めて確認させていただきます。今おっしゃられるように、防災機能を兼ねたと。だから、まず、防災機能をどの程度まで考えられて設計されたのか。

次に、我々は、今意見が出ておると思うんですが、できたら、中学校のグラウンドである以上、生徒が使う以上、平面の方が絶対的に使いやすいのは、これは事実だと思うんです。今から進んでいくに当たって、ほかの議員さんも同じような考えをお持ちだと思うんですけれども、実際に工事を発注するときまでに、単町費を突っ込んでもいいから、それなりの使いやすさも再度必ず協議するということはできないんでしょうか。この2点をお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1点目の防災機能につきましては、防災広場として考えられる、かまどでありますとかトイレ、そういった最低限のものを考えました。

グラウンド整備のことにつきましては、今回の各議員の意見を踏まえまして、発注までに検討いたしまして、必要があれば必要な措置をとらせていただきます。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第7号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第7号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第11、第8号議案、平成23年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第8号議案、平成23年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。平成23年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、公共下水道整備事業費の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（武田）それでは、第8号議案、平成23年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明します。資料12の平成23年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明します。資料の3ページ目をお願いします。総務費の職員給与事業でありますが、職員1名退職により、職員給料等人件費を311万6,000円減額するものでございます。次に、水洗便所設備資金貸付事業につきましては、貸し付け件数の減に伴い、800万を減額するものでございます。次に、事業費の公共下水道整備事業につきましては、交付金の減額に伴いまして、事業費を4,720万円減額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明します。1ページ目をお願いします。分担金及び負担金の負担金でありますが、公共下水道整備事業負担金の額の決定により50万円を減

額し、公共下水道事業受益者負担金につきましては、全期前納者が見込みより上回ったため、442万1,000円を増額し、合わせて392万1,000円を増額するものでございます。次に、使用料及び手数料の下水道使用料でございますが、下水道使用料収入が見込めなくなったため、2,700万を減額するものでございます。次に、国庫支出金でございますが、社会資本整備総合交付金の額の決定により3,300万減額するものでございます。次に、繰越金でございますが、前年度決算における繰越金額の総額をすべて予算計上するため、未計上分の3,246万3,000円を増額するものでございます。2ページ目をお願いします。諸収入の水洗便所改造資金貸付金償還金でございますが、利用者件数の減に伴いまして500万減額するものでございます。次に、町債の下水道事業債でございますが、事業費の減額等に伴いまして2,970万円減額するものでございます。

続きまして、議案についてご説明します。第8号議案をお願いします。3ページの第2表でございますが、先ほど歳入でご説明しましたように、町債の貸付金の減額に伴いまして限度額を変更するものでございます。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,831万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,856万8,000円とするものでございます。以上で平成23年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。資料12の3ページ、事業費、下水道事業費、公共下水道整備費なんですけれども、先ほど中店小学校線のとくと同じ方向性で、質問の仕方が悪かったんですけれども、特定財源が6,270万減額になって、一般財源が1,550万という予算になっているわけなんですけれども、ということは、中店小学校線とも一緒なんですけれども、補助事業は、補助金が入ってこなかったりとかいろいろで、しなかったけれども、1,550万は単費の事業をしたと判断するわけなんですけれども、補助事業をしなくて単費事業を1,550万、どこをこの工事をなさったんでしょうか。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（武田）現在工事を発注している部分がございますので、確定できる金額が4,720万で計上させていただいております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）4,720万は今回執行残で減額補正されている金額ですね。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（武田）そうでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。住吉議員。

○4番（住吉）4番、住吉です。先ほど歳入で2,700万使用料が減ったというふうに説明を受けましたが、年度当初の予算の5.4%収入が減ったということなんですが、これの原因は何でしょうか。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（武田）これは東北災害に伴いまして、企業の節水等に伴いまして4月以降の収入が減ったためでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）来年度以降もこういった傾向は続くものなのでしょうか。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（武田）その辺に関しては、増えたりしているところもございますので、個人の使用に関しては増えていきますし、今後、企業の接続をお願いしますので、それによって増える可能性もありますので、今の段階では不透明なところがございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、3ページの下の方、まず、水洗便所の貸付金ということで800万円の残、これは、今既に整備したところの接続可能件数というか、供用できる、これは戸数がどれぐらい残っておって接続していただけないためにこういうふうに800万残っておるのかという、そこらの主な残った理由。あわせて、接続可能件数がどれぐらいあるのかというのが一つ。

二つ目は、下の方に工事請負費、当初予算で4億7,000万ということであるけれども、工事の請負費が執行残だけが2,500万円、どういう積算をしておいて、どのような工事のあれでそうなったのか、これをわかりやすく説明してもらいたい、同じことがそこにも、設計の委託か業務委託か何かわからんけれども、委託料ということで1,570万円残っておる。また、補てん費についても執行残ということで650万円。当初設計がでたらめなのかどうなのか、あまりにも残が多過ぎる。一つずつ、執行残が800万、1,500万、2,500万、650万、こういうふうに残ったという理由をわかりやすく説明してもらいたい。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（武田）まず、1点目の貸し付けでございますけれども、昨年度が30件で約

1,600万使用しております。23年度が14件に減りまして、現在700万程度でございますので、それに伴いまして減額させていただきました。

今言われた工事費につきましてです。まず、委託料の1,500万でございますが、これは低入による減額でございます。工事費につきましては、今の段階で減額できるのは2,500万だったので、工事費の低入もございましたので、2,500万の減額をさせてもらっております。補償費につきましては、工事を発注した時点で今度は試掘しまして、その状況により、できるだけ水道管とかそういう埋設物を動かさなくて済む工法を考えたことにより減額になっております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今の説明はわたしには理解できません。ただ単に低入であるということだから。業者としてその価格でできる価格で入札しておるものと一般的に考えるわけです。あなたのところはただ単に入札価格が安かったんじゃないと。だから、最初に言うたでしょう。当初の積算が甘いというか、でたらめというか、いわゆるどんぶり計算ぐらいの積算でやっておるんじゃないのかということ。そういう地質調査とか、事前にボーリングとかをやっておるわけだから、それなりの数字が出るはずなんだけれども、ただ低入という説明だけでは理解ができません。要するに、何人かのもので複数あってこうなったというんだったら、そういう主なものがこういうことで何%ぐらいだから、特段のことはないとか、あるいは、そういう特別にこの金額が安くいったんじゃないと。その業者が、今言うたように、できん価格で入札しておるわけではないんだから。例えば、1,000万円の当初予算を積算しておって、50万とか100万で入札した。そんなものは一般的に考えてできるわけもないじゃろうということで、むしろそれで契約した、履行したとしたらおかしい話で、雑な工事になってすぐ手直しとかそういうようなことが起きるんじゃないか。もちろんその辺は検査しておってじゃろうけれども、今言う、ただ単に低価格入札だけでは理解ができません。こういうところをもうちょっとわかりやすく。だから、最初も言うたように、詳しく説明してほしいというのはここなんよね。よろしく。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）確かに通常の価格、歩掛かりでやりましたより入札の方が落ちてまいります。ただ、例年でございますと、その分、補助金が入ってきますので、その部分について、通常であれば追加で発注いたしまして、その金額でこういった執行残が出ない、工事量の執行残ではなしに金額における執行残が出ないようにしておりますが、今回は

当初見込んでおりましただけ国から来ません。東北大震災の影響で交付金がそれだけ絞られましたので、単町費でやる部分につきましては若干増やしまして工事発注いたしましたけれども、それでも結局は、残り全部単町費でやるというわけにはいきませんでしたので、予算の一定の部分、国費が来ない部分については当初から執行保留をして、その部分につきましては、入札減があったらそこに充てて徐々に追加しておりましたけれども、最終的に工区の関係で、これだけは残さないと、資金繰りといいたしまして、全部単町でやりますと将来の下水道会計に影響を及ぼすという形でありました。どうしても、当初の入札でやる時には国がつくっております歩掛かりで計算いたしますので、少し高目に出て、実際の入札においては業者の方の努力によってある程度の契約額になってきております。その部分も十分に検査もしておりますから、十分な工事をしていただいていると思います。今回これだけ大きく出ましたのは、歳入の方を減額しておりますように、国からの交付金が減ったために、一定の部分については単町費で補いましたけれども、大きな工区について本年度の執行を取りやめたと。執行残という説明欄の言葉がよかったかどうかと思いますけれども、国からお金が来なかった、一定の、年度当初に予定した工区のうち一部を取りやめたというところでこういう減額が出たという形になっております。この説明欄の言葉もまずかったと思いますし、先ほどの下水道課長の説明も少し、もともと国から金が来なかったためにこういう資金繰りにしたという部分の説明も不十分だったかと思っておりますけれども、そういうところでご理解いただきたいと思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それじゃ、わかった。未執行ということでわかったけれども、大まかに何件ぐらい計画しておって、例えば当初10件ほど工事を予定しておったと。ところが、そういう補助金の、東北の関係もあるんじゃないから、それはそれで意味はわかったが、何件ぐらい、例えば今言うたように、当初10件予定しておって、7件残ったとか3件残ったとか、どれぐらい残ったのか。未執行ということで、説明願いたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）畝地区で予定しておりました一つの工区を本年度執行せずに来年度へ回すという形にしております。件数という部分じゃなしに、工区を一つ削らせていただきました。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）宗像です。今のに関連してまた一つ聞きます。まず、先ほど副町長も答弁されたように、これは執行残じゃなくて事業縮小ですね。だから、本来でしたら、これは事業縮小と書いて、わかりやすく説明すべきではないのかというのがまず1点。

次に、これは4,720万円減額されています。4,720万円減額すれば、当然、財源である国庫支出金、地方債、それから必然的に一般財源もマイナスになってこなきゃいけないんですが、特定財源の国庫支出金の地方債だけ減額されて、逆に一般財源が増やされておる。先ほど副町長の答弁の中にあっただと思うんですけども、一部を単町で振り替えたために、だから、トータルとしては本来下がるものを、別にあえて単町でやる分を増やしたために一般財源が増えたというふうに解釈していいのかどうか、その辺について、先ほどからの質問に対して説明がなかったので、改めて聞かせていただきます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）説明欄の書き方と説明員の説明の仕方が悪かったことについてはおわび申し上げます。今後のこういう補正をつくる段階での戒めにしたいと思います。

2点目につきますと、工区での取りやめという形ができますが、末端の一部について取りやめました場合には、また二重投資になるとかいろんな面が出てまいりますので、工区全体をやって、どこの工区をやめて事業縮小を行うかという中で、地元との約束といますか、いろんな部分がございますので、今回の国費取りやめに伴いまして最終的に取りやめた畝工区以外は、一定の地区をやるという場合には、その部分については、今後の経営をにらみましても、この1,500万程度の単独費はつぎ込んでも大丈夫だというふうに考えましたので、そういった末端部分についてはすべての工区を取り残さずにやっただと。最終的に一つの工区についてやめたという形でこういう計算になっております。ですから、事業全体を縮小しておりますと、おっしゃいましたとおりに、すべての財源がマイナスという形になりますけれども、比例して事業を廃止したのではなしに、ある工区、先ほど答弁いたしました、畝に関します工区を取りやめたためにこういう計算になっております。

○議長（久留島）宗像議員。

○5番（宗像）じゃ、確認ですが、要は、縮小部分はあったけれども、1カ所縮小して、その他については国費が来なくても単町費でその整備を行ったという解釈なんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）そのとおりでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第8号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第8号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前 11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第12、第9号議案、平成23年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第9号議案、平成23年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成23年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、療養給付事業費の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（伊藤）それでは、第9号議案、平成23年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、資料13の平成23年度補正予算説明書によりご説明いたします。まず、歳出からご説明いたしますので、5ページをお願いいたします。1款総務費の総務管理費の一般管理費は、レセプト点検嘱託員報酬の149万5,000円の減額と、レセプト電算化に伴う市町分担金として44万2,000円を増額するものでございます。以降、徴税費の賦課徴収費は、督促状等の件数の減により80万円を減額するものでございます。

次に、2款保険給付費の療養諸費の1目一般被保険者療養給付費と2目退職被保険者等療養給付費と、6ページの上段に続きます3目一般被保険者療養費は、いずれも当初見込みを下回ったため、それぞれ3,946万5,000円、1億2,240万円、341万円を減額するものでございます。続いて、高額療養諸費の1目一般被保険者高額療養費と2目退職被保険者等高額療養費については、高額医療の給付が当初見込みを下回ったことにより、それぞれ652万円、2,006万円を減額するものでございます。

3款後期高齢者支援金等の後期高齢者支援金と7ページの6款介護納付金の介護納付金は、支援金と納付金の額が当初見込みを上回ったため、それぞれ2,093万4,000円、550万円を増額するものでございます。

次に、7款共同事業拠出金の1目高額医療費拠出金と2目保険財政共同安定化事業拠出金は、拠出金の額が当初見込みを下回ったため、それぞれ1,280万9,000円、5,308万6,000円を減額するものでございます。

次に、8款保健事業費の保健衛生普及費は、嘱託保健師を採用できなかった期間について報酬84万3,000円を減額するものでございます。

7ページの下段から8ページの上段へ続きます11款諸支出金の償還金及び還付加算金の償還金は、平成22年度の負担金の額の確定により、療養給付費負担金が1,289万6,000円、特定健康診査負担金が115万4,000円の返還金が生じたため、それぞれ増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。1ページをお願いします。1款国民健康保険税の1目一般被保険者国民健康保険税の1節医療給付費分現年課税分から6節介護納付金分滞納繰越分までの合計2,200万円と、2目退職被保険者等国民健康保険税の4節医療給付費分滞納繰越分の100万円については、収納率の上昇に伴い、それぞれ増額するものでございます。

2ページをお願いします。3款国庫支出金の国庫負担金の1目療養給付費等負担金と2目高額医療費共同事業負担金は、給付費が見込みを下回ったことに伴い、それぞれ6,953万3,000円、44万6,000円を減額するものでございます。

次に、4款療養給付費等交付金の療養給付費等交付金の現年度分は、退職被保険者に係る給付費が見込みを下回ったため、交付金の額を1億2,819万1,000円減額するものでございます。

次に、5款前期高齢者交付金の前期高齢者交付金は、前期高齢者に係る給付費が当初

見込みを上回ったため、交付金の額を1億1,993万6,000円増額するものでございます。

次に、7款共同事業交付金の1目高額医療費共同事業交付金は、交付対象となる医療が当初見込みを上回ったため、341万3,000円を増額し、3ページの2目保険財政共同安定化事業交付金は、交付対象となる医療が当初見込みを下回るため、6,985万7,000円を減額するものでございます。

次に、9款繰入金の一般会計繰入金の1節保険基盤安定繰入金は、国保税軽減額が当初見込みより増加したため、556万5,000円を増額、3節財政安定化支援事業繰入金は、交付税措置による支援額が当初見込みを上回るため、39万円の増額、4節一般会計繰入金は、収支不足補てんのための1億1,236万6,000円を減額するものでございます。

次に、10款繰越金の繰越金は、前年度の繰越金を財源調整のため、18万6,000円予算化したものでございます。

次に、11款諸収入の延滞金・加算金及び過料の一般被保険者延滞金は、延滞金の額が当初見込みを上回るため、500万円を増額するものでございます。4ページをお願いします。続いて、雑入の1目一般被保険者第三者納付金は、第三者行為に係る損害賠償金分162万4,000円を増額し、3目の一般被保険者返納金は、国民健康保険の資格喪失後の診療に係る医療費の返還分131万7,000円を増額するものでございます。

次に、議案についてご説明いたします。第9号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,996万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,381万7,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○4番（住吉）4番、住吉です。保険給付費が当初の補正前よりも減っているのはええことなんですが、この中で退職被保険者等療養費、こちらは補正前の額で2億9,600万見込んでおったんですね。実際には1億2,200万減っておる。当初の予定よりかなり減っておるんですが、これは特別な要因か何かがあるんでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（伊藤）退職被保険者の療養給付費につきましては、22年度の中途からでございますが、高額の医療費のかかる方が出まして、23年度もそれを見込んで実は予算を組ませていただきました。その方が23年度中にお亡くなりになりましたので、それ以降、

予定しておったものが使わなかったということでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）じゃ、確認ですが、その方だけでかなりの支出が見込まれておったと。その方1人だけでそれだけの額が見込まれておったととらえてよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（伊藤）実際は100万円以上の高額の方が数名いらっしゃいますが、その方而言いますと、最大月が600万近くかかっておった方でございますので、こういう状況となりました。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。西山議員。

○11番（西山）関連だったんですけれども、今回この資料の先ほどの5ページの退職被保険者等療養給付費が1億2,240万減額で、今度また次のページも高額療養費の退職者の方が当初4,792万が2,000万減で、両方とも35%から40%の減で今説明はお聞きしたんですけれども、じゃ、このことによって一般会計から繰入れを1億幾らしなくて済んだわけなんですけれども、これは、だから、単発的なことが起こり得ると私は判断するんですが、来年度の当初予算を組まれるときはどちらを、当初予算額を見込まれるときにどういった判断基準をされましたか。一般会計からの繰入れは入れないという方針でされていますけれども、またこういう流動的な高額医療費の方が出られたときにはぐっと変動していくと思いますけれども、その点はどのようにお考えで24年度当初予算を組まれたのでしょうか。

それと、私はこれを見たときに、だんだん健康予防が功を奏していて、高額になる前に検診とか予防に一人ひとりがあるすると判断しているんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（伊藤）まず、当初予算の組み方でございますが、突発的なものは考慮に入れずに、ここ数年の平均的なもので24年度の予算化はしております。

保健事業の方は、今とりわけ力を入れておりますのは、嘱託保健師による訪問事業をいろいろやっております。その効果かどうかというのは確実には申し上げられませんが、長い期間で効果が出てまいったものと考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。宗像議員。

○5番（宗像）5番、宗像です。先ほど歳入のところで説明があったんですが、全体的に

歳入予算を増額で組まれておると思うんです。特に税の関係は。収納率が上がったというご説明をされたんですが、実際収納率がどの程度上がったのか、ご説明をお願いできますか。

○議長（久留島）収税対策室長。

○収税対策室長（中下）国保税現年、滞繰、全体で申しますと、決算見込みで約4ポイント弱ぐらい上がっております。

○議長（久留島）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第9号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第9号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第13、第10号議案、平成23年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第10号議案、平成23年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）。平成23年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、任意事業費の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）それでは、第10号議案、平成23年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。資料14の補正予算説明書をお願いします。

3ページの保険事業勘定の歳出予算からご説明いたします。保険給付費の介護サービス等諸費の施設介護サービス給付費の19万1,000円の財源振替は、臨時職員賃金の減額に伴う調整でございます。次の地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費の任意事業の賃金94万7,000円の減額は、臨時職員1名の勤務時間を8時間から6時間に変更したためでございます。

1 ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。歳出で説明しました賃金の減額に伴い、法定負担分である国庫支出金の国庫補助金の地域支援事業交付金から、2 ページの基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金までの4 費目の合計で94万7,000円を減額するものです。

次に、6 ページの介護サービス事業勘定の歳出予算を説明いたします。まず、事業費の地域支援事業費の介護予防支援事業費の給料2万5,000円の減額は、給与改定によるものでございます。次の委託料22万2,000円の増額は、要支援者のサービス計画業者委託件数が見込みを上回ったためでございます。

5 ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。まず、サービス収入の予防給付費収入の介護予防サービス費収入の介護予防ケアマネジメント収入92万9,000円の増額は、要支援者のサービス計画作成件数が見込みを上回ったためでございます。次の繰入金の一般会計繰入金のその他一般会計繰入金73万2,000円の減額は、介護予防ケアマネジメント収入が増額になったことによるものでございます。

それでは、第10号議案をお願いします。保険事業勘定の既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ94万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億4,151万8,000円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ19万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,226万3,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第10号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第10号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第14、第11号議案、平成23年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第11号議案、平成23年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成23年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険料等の納付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（加藤）それでは、第11号議案、平成23年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。資料15の補正予算説明書をお願いします。2ページの歳出からご説明いたします。後期高齢者医療広域連合納付金の負担金補助及び交付金107万2,000円の増額は、23年度中に徴収した22年度以前の滞納保険料等が当初徴収見込みを上回ったため、増額し、広域連合に納付するためでございます。

1ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。まず、後期高齢者医療保険料の普通徴収保険料の滞納繰越分58万6,000円の増額は、歳出で説明しました内訳として、22年度以前の滞納保険料が当初徴収見込みを上回ったことによるものです。次の繰越金48万6,000円の増額においても、歳出で説明しました内訳として、22年度現年分を23年4月から5月の出納整理期間に徴収した保険料を前年度繰越金として計上するものでございます。

それでは、第11号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ107万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,726万5,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第11号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第11号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第15、施政方針について町長より申し出がございましたので、これを許します。町長。

○町長（山岡）平成24年度町長の施政方針をさせていただきます。本議会に提案しております平成24年度一般会計及び特別会計の各予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と予算編成の基本的事項を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解を得たいと存じます。

私は、去る10月30日の町長選挙におきまして当選させていただき、3期目の海田町政のかじ取りを託されました。改めて、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。これまでも、本町の地域性を活かし、子育てしやすい、安全・安心なまちづくりを進めてまいりましたが、引き続き、皆さんのご指導・ご協力を得て、住民の福祉の向上と町の発展に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

さて、平成23年度からスタートいたしました第4次海田町総合計画につきましては、初年度は事業の実施設計を中心に取り組んでまいりましたが、平成24年度からは実施の年として、皆様に見える形で、総合計画の基本構想に掲げる都市像、ひと輝く・四季彩のまち かいたの実現に向け、推進してまいりたいと考えております。

次に、本町を取り巻く諸情勢について申し上げます。まず、平成24年度の日本経済の見通しにつきましては、欧州政府債務危機の深刻化や円高の進行など、先行きのリスクはありますが、東日本大震災の本格的な復興施策の推進などにより、景気は緩やかに回復していくことが見込まれております。次に、国の予算編成につきましては、東日本大震災からの復興、新たな経済分野の開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の五つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組むこと、そして、地域主権改革を着実に推進するとともに、既存予算の不断の見直しを行うこととされております。また、平成24年度の地方財政につきましては、地方税収入や、地方交付税の原資となる国税収入が緩やかに回復することが見込まれる一方で、社会保障関係費の自然増や、公債費が高い水準で推移することなどにより、徹底した節減・合理化に努めてもなお、財源不足が生じるものと見込まれております。

続いて、本町の平成24年度の財政状況についてでございます。歳入においては、町た

ばこ税の増が見込まれるものの、土地や家屋の評価替えによる固定資産税の減が見込まれ、町税全体では減収を見込んでおります。歳出におきましては、子どものための手当の制度改正などに伴う扶助費の減が見込まれるものの、退職手当のための特別調整負担金に伴い人件費の増が見込まれ、公債費も引き続き高い水準になるものと見込んでおります。こうした中で、ごみ焼却場施設の解体や畝保育所の再整備などに取り組むため、普通財産の売り払いや財政調整基金の取り崩しにより財源不足を補うこととしております。次に、行財政運営につきましては、これまでの財政健全化の取り組みにより、職員給与費の減や、町債残高の縮減など、一定の成果を上げております。引き続き、身の丈に合った簡素で効率的な行財政運営に努めてまいります。また、予算編成につきましては、一般行政経費のゼロシーリングの実施や、事務事業費の精査を行うなど、財源確保に努め、限られた財源の中で、第4次海田町総合計画に掲げられた各種施策の推進に財源を重点的に配分してまいりました。

それでは、主な事業につきまして、総合計画に示された施策の方向に沿ってご説明いたします。

第1点目は、子どもがいきいきと育つまちをつくらうでございます。

子育てしやすい環境の整備につきましては、すべての子育て家庭において子どもを安心して産み育てることができるよう、子育て支援サービスの充実に向けた取り組みを行ってまいります。子どもを持つ家庭の育児不安の解消を図るため、ひまわりプラザ、海田児童館、町民センターの3カ所の子育て支援センターを中心に子育て相談・親子教室、食育講座などを行い、親子で気軽に集うことができる場づくりを引き続き行ってまいります。また、次代を担う子どもたちの健全な育成を願い、親子で触れ合い、きずなを深めるためのイベント、ワッショイ！かいたの開催や、3人乗り自転車の貸し出しを引き続き行ってまいります。保育サービスにつきましては、多様化する保育ニーズを踏まえ、保育所での延長保育、一時保育に加え、新たに休日保育の取り組みを開始することにより、特別保育時業の充実を図ります。また、老朽化した畝保育所につきましては、再整備工事を実施し、保育環境の改善を図るとともに、私立の乳児保育園の開設により、待機児童が生じないよう取り組んでまいります。現在、政府で計画中的子ども・子育て新システムについては、調査・研究に努め、今後適切に対応してまいります。また、保育所入所園児の感染症情報の集約に基づき、早期の予防対策と感染拡大防止を引き続き行ってまいります。その他、保育所での未就園児に対する園庭開放や、妊婦に対する保育

体験事業、会員同士による子育て援助を行うファミリーサポートセンター、シルバー人材センターの託児支援やヘルパー派遣事業など、子育て支援の充実を図ってまいります。次に、子育て世帯への経済的な負担の軽減として、就学前までの入通院医療費の助成及び中学生までの入院医療費助成を引き続き行ってまいります。また、子どもを対象とした各種手当の支給や、2人以上同時に保育所に入所した場合の保育料の軽減などを引き続き行ってまいります。

子どもが健やかに育つ環境の整備につきましては、引き続き、児童クラブにおいて、下校後に保護者などが家庭にいない小学校低学年の児童を対象に基本的な生活習慣、道徳性、社会性の育成に努め、放課後などの児童の健全育成を図ってまいります。また、受け入れ児童の増加する海田南児童クラブにつきましては、待機児童の解消を図るとともに、環境改善に資するため、新たに児童クラブを学校内に建設することにしております。また、放課後の子どもの健やかな活動場所をつくとともに、住民の学習成果の地域への還元活動の場として、放課後子ども教室を引き続き実施してまいります。特に配慮が必要な子どもや家庭につきましては、子育て支援ネットワークの充実を図るとともに、児童虐待の早期発見や、虐待事案が生じた場合の児童の安全確認などを行うための体制整備を行ってまいります。また、発達障がいなど障がいを持つ児童に対しては、それぞれ障がいの状況に応じた適切な対応ができる体制づくりに努めてまいります。また、母子自立支援員によるひとり親家庭への相談・指導体制の充実を引き続き図るとともに、経済的な支援も行ってまいります。

学校教育の充実につきましては、すべての児童・生徒が調和のとれた生きる力を育むことを目標に掲げ、小学校と中学校の教職員が9年間を見通して児童・生徒を育てるという視点に立って、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むとともに、地域に開かれた信頼と特色のある学校づくりや教育環境の整備・充実に取り組んでまいります。まず、確かな学力の育成のために、学力の確実な定着を目指す学力向上対策事業を推進し、事業の充実を図ってまいります。豊かな心の育成のために、道徳の時間をかなめとして、体験活動や読書活動を通じて児童・生徒が自己指導能力を身につけることができるような生徒指導体制を一層確立し、学校・家庭の約束の定着を図り、一貫した指導を行ってまいります。健やかな体の育成のために、汗する活動を計画的に実践することを通して児童・生徒の体力づくりや食育・健康教育の充実を目指してまいります。次に、子どもの安全・安心の確保につきましては、学校安全ボランティア活動を引き続き推進してま

います。学校施設につきましては、海田東小学校新館耐震補強設計を実施してまいります。校区につきましても、通学区域審議会において協議してまいります。

心豊かでたくましい青少年の育成につきましては、家庭や地域の教育力の向上を目指し、地域の人材を発掘・育成するとともに、学校を支援するための体制を整備することに努め、地域ぐるみでの子育てを充実してまいります。また、子どもの読書習慣の定着を図り、生涯にわたり読書に親しむことができるよう、引き続きブックスタート事業や読書推進事業を実施するとともに、図書館幼児児童コーナーの利活用の充実を図ってまいります。

第2点目は、だれもが尊重され活躍するまちをつくろうでございます。

生涯学習の推進につきましては、住民が生涯にわたって学び、生きがいのある充実した生活を送れるよう、多様化・高度化する学習ニーズへ対応する多彩な学習機会の確保や、学習成果を発揮する場を提供するなど、住民の学習活動を支援してまいります。

地域文化の継承と創造につきましては、町の地域文化の再発見や継承に努めてまいります。特に、海田町が歩んできた歴史をひもとく取り組みの充実に努め、また、ふるさと館が持つ機能の維持を図るとともに、千葉家が所有しておりました文化的財産を活用した学習の機会を幅広く提供することにより、住民の文化に関する知識や教養の向上をより一層図ってまいります。

スポーツのまち・海田づくりににつきましては、子どもから高齢者まで楽しみながらスポーツに親しみ、スポーツを通して健康づくりや体力向上が図れる環境を整備してまいります。また、いつでも身近な施設でスポーツ活動を行えるよう、学校開放事業を継続してまいります。町内スポーツ団体につきましては、技術の向上を目指し、団体相互の交流が図れるよう、引き続き支援を行ってまいります。

人権尊重と人間性豊かな人づくりににつきましては、海田町人権教育・人権啓発指針に基づき、花の栽培を通じて命の大切さを考える人権の花運動、啓発映画等の上映、人権学習会などを行い、人権を守り、大切にしていける、明るく住みよいまちづくりに取り組んでまいります。

男女共同参画社会の形成につきましては、海田町男女共同参画基本計画に基づき、性別に関係なく、お互いの人権が尊重される社会の実現を目指し、理解と関心を深めるよう広報・啓発に努めるとともに、町の各種審議会の委員への女性の登用にも努めてまいります。

多文化共生社会の形成につきましては、国籍にかかわらず、すべての人々が暮らしやすいまちの実現を目指し、海田町国際交流協会との連携を密にしながら、住民意識の啓発や交流の促進を図ってまいります。また、外国人にとって住みやすい環境づくりを進めるため、各種情報の提供や相談体制の確保を行います。

第3点目は、健康で人にやさしい安心のまちをつくらうでございます。

健康づくりの推進につきましては、健やかで心豊かに生活できるよう総合的な健康づくり施策を推進するため、これまでの健康増進計画を見直し、生活習慣病の重症化予防、心の健康づくりを考慮するなど、新たな視点に立った健康かいた21を策定し、住民の健康の保持・増進を図ってまいります。また、子どもの健やかな成長を支援していくため、4カ月までの赤ちゃんの全戸訪問事業や未受診者訪問、出産や育児に関する相談、健康教育事業などを通して、子育て支援に関する情報を提供し、母親の育児不安の軽減や虐待の未然防止に努めてまいります。発達障がい傾向にある子どもに対して早期支援を行うため、専門医師や心理士による個別相談事業や幼児発達支援教室を引き続き実施するとともに、新たに、就学前にアンケートを実施することにより、就学に向けて適切な環境整備ができるよう取り組んでまいります。妊婦一般健康診査につきましては、引き続き14回分の健診費用を公費で負担し、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図ってまいります。また、過酷な勤務環境にある産科医師に対し、引き続き支援を行ってまいります。保険診療の対象とならない不妊治療を受ける方に対しては、経済的負担の軽減を図るため、引き続き不妊治療費の助成を行ってまいります。また、不育症のため子どもを持つことが困難な夫婦に対しても、治療費の助成を行ってまいります。次に、生活習慣病の予防につきましては、特定健診・がん検診の受診率向上を目指すため、未受診者の個別勧奨や、健診項目を国の基準より増やすなど、工夫してまいります。また、引き続き、糖尿病予防教室やふれあいウォーキング、水中健康教室、健康応援隊育成講座などの健康づくり事業を推進し、疾病予防対策に取り組んでまいります。健康づくりに関心が高まるよう、子どもから高齢者までの幅広い年齢層を対象にした健康・食育フェアをワッショイ！かいたと一体的に実施し、住民の健康増進や健全な食生活の実現を目指してまいります。がん検診につきましては、特定の年齢の方に子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診の無料クーポン券を引き続き配付するなど、検診を受けやすい環境を整備し、さらなる受診率の向上とがんの早期発見・早期治療につながるよう努めてまいります。予防接種事業につきましては、乳幼児の定期予防接種や子宮頸がん・ヒブ・小児用

肺炎球菌ワクチンの接種率の向上に努め、感染症の予防対策に取り組んでまいります。また、重症化しやすい高齢者の肺炎を予防するため、新たに、75歳以上の方に対して肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成を行ってまいります。自殺予防対策につきましては、引き続き、支援が必要な方への個別対応や相談支援事業を実施してまいります。また、心の健康に関するアンケート調査を実施し、住民の心の健康状態を把握するとともに、自殺予防に関する啓発活動を行ってまいります。歯科保健につきましては、乳幼児期における歯科健診や歯科保健指導を実施してまいります。また、妊婦歯科健康診査や、節目年齢の方を対象とした歯周疾患検診も引き続き実施し、生涯を通じた歯の健康づくりを推進してまいります。食育の推進につきましては、食を通して生涯にわたる健康づくりが実践できるよう、学校、家庭、地域における食に関する取り組みを支援してまいります。また、食文化の再発見と伝承、食の安全教室、食事バランスガイドなどを通じて、食の重要性についての啓発に取り組んでまいります。

豊かな高齢社会の形成につきましては、高齢者福祉計画に基づき、高齢者の方々が元気で生き生きとした生活が送れるよう、生きがい対策事業や日常生活支援事業の推進に取り組んでまいります。また、福祉センターにおきましては、引き続き海田町社会福祉協議会が指定管理者となり、管理運営を行ってまいります。次に、退職後の皆さんが培われた豊かな経験と知識を活かし、活動的な高齢者として、地域へ貢献しながら豊かで健康的な生活を送っていただけるよう、生きがい対策の拠点となるシルバー人材センターや老人クラブに対して、引き続き支援を行ってまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、新たに策定する障がい者基本計画に基づき、障がいの有無にかかわらず、すべての人が尊重し合い、支え合える、安らぎのある地域社会の実現を目指して、障がい児支援の強化や総合的支援の整備に取り組んでまいります。障害者自立支援法に基づくサービスの提供につきましては、それぞれの障がいの状況に応じた適切なサービスが受けられるよう、引き続き支援してまいります。また、障がい者に対する相談支援体制の拡充に加え、各種手当や医療費の助成に取り組んでまいります。精神保健事業につきましては、引き続き通院医療費助成を行い、精神障がいの方が安心して治療を受け、安定した生活ができるよう、経済的負担の軽減を図るとともに、福祉サービスの利用を促進し、精神障がい者の方の在宅支援に努めてまいります。次に、難病患者等の支援事業につきましては、引き続き、日常生活用具の給付事業を実施し、安心して療養生活を送れるよう支援してまいりたいと思います。

地域福祉の推進と総合的なサービスの提供につきましては、引き続き、社会福祉協議会、民生委員等と連携し、地域に密着した、人々に優しいまちづくりの推進に努めてまいります。また、犯罪被害に遭われた被害者とその家族を支援する公益社団法人広島被害者支援センターの活動に対し、新たに海田町が賛助会員となり、被害者支援活動を財政面からサポートしてまいります。生活保護費給付事業につきましては、生活困窮者の不安解消や生活支援を図るとともに、必要に応じ積極的に就労の支援を行うなど、自立に向けて迅速で細やかな対応を行ってまいります。また、就労意欲のある離職者のうち、就労の基盤となる住居を喪失するおそれのある方に対しては、住宅手当の支給を行うとともに、就労機会への支援を引き続き行ってまいります。

交通安全対策の推進につきましては、交通安全施設の充実・強化に努めてまいります。また、交通事故のない安全なまちづくりを進めていくため、引き続き、交通安全に対する意識啓発を推進するとともに、海田町交通安全協会の活動を支援してまいります。

防犯対策の推進につきましては、犯罪を未然に防ぐため、夜間防犯パトロール事業を引き続き実施するとともに、防犯意識の普及・推進のため、各種活動を展開している海田町防犯組合連合会の取り組みを支援してまいります。

消費者行政の推進につきましては、悪質商法等に関するタイムリーな情報を広報で周知するとともに、出前講座等啓発活動を展開し、消費者トラブルの未然防止に努めてまいります。また、引き続き毎週木曜日に身近な相談窓口として消費生活専門相談員が住民の相談に対応してまいります。

第4点目は、環境にやさしく快適なまちをつくらうでございます。

地球温暖化対策の推進につきましては、ひまわりプラザに加え、再整備する畝保育所の屋上に太陽光発電システムを設置し、地球温暖化の一因と言われております二酸化炭素の削減に取り組んでまいります。また、公共施設へのみどりのカーテン設置を引き続き実施するとともに、海田町地球温暖化対策地域協議会と連携を図りながら、みどりのカーテンの地域への定着を進めてまいります。

環境保全と循環型社会の形成につきましては、快適な都市環境、生活環境の保持・増進に向け、住民や事業者、関係団体等と連携しながら、ごみの減量化やリサイクルなど3R運動を推進し、ごみの適正な処理などに取り組んでまいります。住民の皆さんには、ごみに対する意識の向上とともに、環境問題への啓発を行い、循環型社会を実現していくよう努めてまいります。また、平成14年12月から休止状態にあるごみ焼却施設の解体

工事を実施してまいります。解体工事後の跡地利用につきましては、今後検討してまいります。

住宅・住環境の整備につきましては、町営住宅の円滑な維持管理を推進するため、三迫住宅の公共下水道への接続を行ってまいります。また、新たに住宅のリフォームに係る工事費用の一部を補助し、住まいの安全・安心の確保と地域経済の活性化を図ってまいります。

公園緑地の整備でございますが、引き続き身近な公園・広場などの整備、維持管理に努めてまいります。海田総合公園につきましては、施設の整備を行うとともに、引き続き平成26年度まで指定管理により管理運営を行ってまいります。

自然と文化が息づくうるおいのある環境づくりにつきましては、貴重な自然を守りながら、引き続き、ひろしまの森づくり事業交付金を活用し、森林、遊歩道の適切な維持管理と整備に努めてまいります。

第5点目は、都市基盤を整え生かすまちをつくろうでございます。

拠点づくりと計画的な土地利用の推進についてでございますが、広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、詳細設計は見送られたものの、事業主体の広島県が引き続き用地買収を進めることになっております。海田市駅南口土地区画整理事業につきましては、地権者と換地設計の協議が順調に進んでおり、引き続き仮換地指定の手続きや物件調査を進めてまいります。また、これと並行して海田市駅南口線整備事業も行っております。農地の保全につきましては、イノシシ等による農作物被害の増加に対応し、住民の皆様の不安を取り除くため、引き続き、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、駆除活動に対する支援の充実を図ってまいります。

災害に強いまちづくりの推進につきましては、全国瞬時警報システムによる緊急情報や、同報系防災行政無線による災害情報に加え、町内の個人の携帯電話に緊急情報を一斉通知する緊急速報メールにより、各種情報の確実な伝達に努めてまいります。防災行政ラジオの有償配付も引き続き進めてまいります。また、災害時に援護を必要とされる皆さんが安全・確実に避難することができるよう、避難支援体制の確立に努めてまいります。消防団につきましては、常備消防である広島市消防局との連携を図りながら、火災・災害対応力の充実・強化を進めてまいります。河川改修につきましては、東二丁目地内の東桜木川修繕工事を実施してまいります。また、林道や急傾斜地を適正に管理し、安全で安心な環境にしてまいります。住宅の耐震化につきましては、木造戸建て住宅の

耐震改修に係る工事費用の一部を補助し、住宅の耐震化を進めてまいります。

交通網の整備についてでございますが、都市計画道路の整備につきましては、中店小学校線の用地買収を引き続き進めてまいります。生活道路の整備につきましては、円滑で安全な通行を確保するため、蟹原二丁目地内の町道6号線1工区整備事業、三迫三丁目地内の町道6号線バイパスの実施設計を進めてまいります。また、歩行者の安全確保を図るため、畝二丁目地内の町道2号線の歩道改修設計及び町道2号線の呉線踏切改良の実施設計を行ってまいります。道路の修繕につきましては、損傷箇所の改善や安全確保のため、蟹原二丁目地内の町道3号線、寺迫一丁目地内の町道6号線、稻荷町地内の町道17号線などの舗装修繕工事を実施してまいります。橋梁の修繕につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、修繕の緊急性が高い2橋の修繕を実施してまいります。また、石原橋の橋脚基礎部分の補強工事を実施してまいります。町内循環コミュニティバスにつきましては、引き続き運行の安全と定時制を確保してまいります。

第6点目は、産業と働く人が元気なまちをつくろうでございます。

雇用の場の確保につきましては、雇用の安定と雇用の場の創出・拡大を図るため、関係機関との連携を図り、様々な情報の提供をしてまいります。また、平成24年度も継続実施する広島県緊急雇用対策基金制度を活用し、引き続き雇用の創出を図ってまいります。

工業・商業の振興につきましては、地域の工業・商業が持続的に発展していけるよう、広島安芸商工会の支援を充実させるとともに、経営指導体制の強化及び経営の安定化を図ってまいります。また、引き続き、金融機関に中小企業への融資用資金を預託し、設備の近代化や充実に必要な資金の円滑化に努めてまいります。

第7点目は、参加と連携でまちづくりの推進力をつくろうでございます。

地域活動と協働のまちづくりの推進につきましては、住民の皆さんや企業、行政等がそれぞれの特性を活かして連携するまちづくりの実現を目指し、町職員の意識や実践力を高めるための研修や、新たな人材発掘のための研修を実施してまいります。また、まちづくりに関する情報の積極的な発信と情報ニーズの把握に努めるとともに、住民活動のネットワーク化の促進及び自治会活動の支援を充実させてまいります。さらに、住民の皆さんに町政への関心を高めていただくために、新たに役場庁舎ロビーにおいて議会のテレビ中継を実施するとともに、広報活動の一層の強化に取り組んでまいります。そのほか、町長のぶらり訪問やタウンミーティングなどを通して住民の皆様の生の声を町

政運営に反映してまいります。

交流と定住・居住の促進につきましては、住んでよかった、住み続けたいと思っただけのような魅力あるまちづくりに取り組むとともに、積極的に情報提供してまいります。また、交流・定住施策については調査・研究を行ってまいります。

地方分権に対応した基礎自治体としての基盤整備と広域的な連携につきましては、広域的な課題などの解決に向けて、関係市町との交流を深めるとともに、国・県等関係機関との連携強化を図ってまいります。住民の皆さんの利便性の向上を図るため、4月2日から海田東公民館に証明書発行コーナーを設け、住民票等の各種証明書を交付することといたしました。外国籍の住民の皆さんにおきましては、7月9日から住民基本台帳法の一部改正に基づき、外国人住民としての新たな住民票を作成するなど、より一層、行政サービスの充実に努めてまいります。次に、情報通信技術の充実・活用につきましては、平成18年度から活用しております、基幹業務や内部事務などの電算システムを、機器の老朽化等により更新してまいります。この更新に合わせ、災害で住民情報等が失われることのないよう、現在役場庁舎に設置しておるサーバーを災害に強い専用施設に移設してまいります。町税等の収納対策につきましては、新たな滞納を発生させないよう、納税相談を継続的に実施してまいります。また、引き続き、文書や電話催告等により、払い忘れの方に注意を喚起してまいります。個人住民税につきましては、事業者に対して、給与から特別徴収を完全実施するよう積極的な働きかけを行い、税収確保に努めてまいります。納付方法につきましては、引き続き、コンビニ納付、口座振替制度の推奨などを通じて納税者の利便性の向上に努め、収納率の向上を目指してまいります。

第8点目は、特別会計でございます。

公共下水道事業特別会計につきましては、雨水施設及び污水施設の整備を引き続き進めてまいります。雨水施設につきましては、曾田・国信一丁目・寺迫二丁目地区の浸水解消を図るため、雨水貯留管の整備に着手してまいります。污水施設につきましては、海田中央第3処理分区の畝一丁目地区及び海田東第1処理分区の東一丁目、東二丁目、三迫二丁目地区の幹線と面整備を進めてまいります。これにより、整備面積は約447ヘクタール、処理人口は約2万7,000人となり、全体面積の73.0%が整備され、人口普及率は93.5%になる予定でございます。

国民健康保険特別会計につきましては、依然厳しい財政状況にあるものの、近年の決算状況を踏まえ、平成24年度の予算は収支不足補てん分の一般会計繰入金を計上しない

ことといたしました。今後とも、安定した保険税収の確保のため、引き続き、口座振替納付やコンビニ納付の促進を図るとともに、納税相談や電話による催告を継続的に実施するなど、なお一層の収納率向上に努めて財源確保を行ってまいります。また、年々増加する医療費の適正化を推進するため、引き続き、レセプト点検の実施、重複・頻回受診者への保健師による訪問指導に加え、ジェネリック医薬品に関する差額通知を実施するとともに、ジェネリック医薬品希望カードの利用促進を行ってまいります。次に、保健事業につきましては、引き続き、生活習慣病対策として行っている特定健康診査や保健指導の効果的な実施に向けて、訪問や電話による受診勧奨を行うなど、受診率の向上に努めてまいります。また、健康保持や疾病予防を目的とした栄養指導や運動教室などの健康づくり事業を引き続き実施してまいります。

介護保険特別会計につきましては、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を送ることができるよう、第5期介護保険事業計画を策定し、介護予防事業に取り組むとともに、訪問による介護相談事業や認知症の方などの支援をするための徘徊・見守りSOSネットワーク事業を実施してまいります。また、要介護認定の適正化やケアプラン点検事業などの介護給付適正化事業を実施するとともに、保険給付の管理及び介護保険料の賦課徴収事務などの適正化と効率化を図り、健全な保険財政の運営に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療制度に基づき、運営主体の広島県後期高齢者医療広域連合と共同し、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう、新たな高齢者医療制度が施行されるまで、適正な運営に努めてまいります。

水道事業会計につきましては、安全でおいしい水を安定的に供給するという水道の使命を達成するため、水道施設の延命化や更新並びに耐震化を推進してまいります。水道管につきましては、順次長寿命の耐震管を採用し、更新してまいります。石原配水池につきましては、平成23年度の基本設計に引き続き実施設計を行い、また、国信浄水場につきましては、施設の改良に向けて基本計画を策定するなど、計画的に施設の延命化や耐震化を図ってまいります。

以上、それぞれの会計におけるその概要の説明を申し上げましたが、これらの諸施策、諸事業を推進するためには、職員を督励し、効果的な行財政運営に努め、町政発展に邁進する所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）以上で施政方針演説を終わります。

本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規

定により、これにて延会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることと決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦労さまでございました。

午後1時59分 延会